

二 前号の試験事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

三 申請者が、試験事務以外の業務を行つている場合には、その業務を行うことによつて試験事務が不公正になるおそれがないこと。

国土交通大臣は、前条第二項の規定による申請をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、同条第一項の規定による指定をしてはならない。

一般社団法人又は一般財團法人以外の者であること。

この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなく起算して二年を経過しない者であること。

四 その役員のうちに、次のいずれかに該当する者があること。

イ 第二号に該当する者

ロ 第十六条の六第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者

(指定の公示等)

第十六条の四 国土交通大臣は、第十六条の第二項の規定による指定をしたときは、当該指定を受けた者の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該指定をした日を公示しなければならない。

2 第十六条の二第一項の規定による指定を受けた者(以下「指定試験機関」という。)は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

3 国土交通大臣は、前項の規定による届出があった都道府県知事(以下「委任都道府県知事」という。)は、当該指定試験機関の名称、主たる事務所の所在地並びに当該指定試験機関に試験

事務を行わせることとした日を公示しなければならない。

2 指定試験機関は、その名称、主たる事務所の所在地又は試験事務を取り扱う事務所の所在地を変更しようとするときは、委任都道府県知事(試験事務を取り扱う事務所の所在地については、関係委任都道府県知事)に、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を届け出なければならない。

3 委任都道府県知事は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(役員の選任及び解任)

第十六条の六 指定試験機関の役員の選任及び解任は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 国土交通大臣は、指定試験機関の役員が、この法律(この法律に基づく命令又は处分を含む。)若しくは第十六条の九第一項の試験事務規程に違反する行為をしたとき、又は試験事務に關し著しく不適当な行為をしたときは、指定試験機関に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

(試験委員)

第十六条の七 指定試験機関は、国土交通省令で定める要件を備える者のうちから宅地建物取引士資格試験委員(以下「試験委員」という。)を選任し、試験の問題の作成及び採点を行わせなければならない。

2 指定試験機関は、前項の試験委員を選任し、又は解任したときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

3 前条第二項の規定は、第一項の試験委員の解任について準用する。

(秘密保持義務等)

第十六条の八 指定試験機関の役員若しくは職員(前条第一項の試験委員を含む。次項において同じ。)又はこれらの職にあつた者は、試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(委任の公示等)

第十六条の五 第十六条の第二項の規定により指定試験機関にその試験事務を行わせることとする事務所の所在地及び当該試験事務を取り扱う事務所の所在地並びに当該指定試験機関に試験

なればならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定試験機関は、前項後段の規定により試験事務規程を変更しようとするときは、委任都道府県知事の意見を聽かなければならない。

3 国土交通大臣は、第一項の規定により認可をされた試験事務規程が試験事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、指定試験機関に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

(事業計画等)

第十六条の十 指定試験機関は、毎事業年度、事業計画及び收支予算を作成し、当該事業年度の開始前に(第十六条の二第一項の規定による指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定試験機関は、事業計画及び收支予算を作成し、又は変更しようとするときは、委任都道府県知事の意見を聽かなければならない。

3 指定試験機関は、毎事業年度、事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に、国土交通大臣及び委任都道府県知事に提出しなければならない。

(帳簿の備付け等)

第十六条の十一 指定試験機関は、国土交通省令で定めるところにより、試験事務に関する事項で国土交通省令で定めるものを記載した帳簿を備え、保存しなければならない。

(監督命令等)

第十六条の十二 国土交通大臣は、試験事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、試験事務に関する監督上必要な命令をすることができる。

2 委任都道府県知事は、その行わせることとした試験事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、当該試験事務の適正な実施のために必要な措置をとるべきことを指示することができる。

(報告及び検査)

第十六条の十三 国土交通大臣は、試験事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、試験事務の状況に關し必要な報告を求め、又はその職員に、指定試験機関の事務所に立ち入り、試験事務の状況に若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

なればならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定試験機関は、前項後段の規定により試験事務規程を変更しようとするときは、委任都道府県知事の意見を聽かなければならない。

3 国土交通大臣は、第一項の規定により認可をされた試験事務規程が試験事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、指定試験機関に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

2 指定試験機関は、指定試験機関が次の各号の一に該当するときは、当該指定試験機関に対し、その指定を取り消し、又は期間を定めて試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第十六条の三第一項各号の一に適合しなくなつたと認められるとき。

二 第十六条の七第一項、第十六条の十第一項が第十六条の三第二項各号(第三号を除く。)の一に該当するに至つたときは、当該指定試験機関の指定を取り消さなければならない。

2 国土交通大臣は、指定試験機関が次の各号の一に該当するときは、当該指定試験機関に対し、その指定を取り消し、又は期間を定めて試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第十六条の三第一項各号の一に適合しなくなつたと認められるとき。

二 第十六条の七第一項、第十六条の十第一項の規定に違反したとき。

三 第十六条の六第二項(第十六条の七第三項において準用する場合を含む。)、第十六条の

(適合命令)

第十七条の十二 国土交通大臣は、登録講習機関が第十七条の五第一項の規定に適合しなくなつたと認めるときは、その登録講習機関に対し、同項の規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第十七条の十三 国土交通大臣は、登録講習機関が第十七条の七の規定に違反していると認めるときは、その登録講習機関に対し、同条の規定による講習業務を行うべきこと又は登録講習の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)

第十七条の十四 国土交通大臣は、登録講習機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて講習業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができ

る。

一 第十七条の四第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

二 第十七条の八から第十七条の十まで、第十七条の十一第一項又は次条の規定に違反したとき。

三 正当な理由がないのに第十七条の十一第二項各号の規定による請求を拒んだとき。

四 前二条の規定による命令に違反したとき。

五 不正の手段により第十六条第三項の登録を受けたとき。

(帳簿の記載)

第十七条の十五 登録講習機関は、国土交通省令で定めるところにより、帳簿を備え、講習業務に関する事項を記載し、これを保存しなければならない。

(報告の微収)

第十七条の十六 国土交通大臣は、講習業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、その職員に、登録講習機関の事務所に立ち入り、講習業務の状況又は設備、帳簿、書類の他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求が

あつたときは、これを提示しなければならな

い。

第十七条の十八 国土交通大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

(公示)

一 第十六条第三項の登録をしたとき。

二 第十七条の八の規定による届出があつたとき。

三 第十七条の十の規定による届出があつたとき。

四 第十七条の十四の規定により第十六条第三項の登録を取り消し、又は登録講習の業務の停止を命じたとき。

五 第十八条の二第一項第二号から第四号まで又は同条第二項第一号若しくは第三号のいずれかに該当することにより登録の消除の処分を受け、その処分の日から五年を経過しない者

六 暴力団員等

七 この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反したことにより、又は刑法第二百四条、第二百六十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

八 暴力団員等

九 第六十八条の二第一項第二号から第四号まで又は同条第二項第二号若しくは第三号のいずれかに該当することにより登録の消除の処分を受け、その処分の日から五年を経過しない者

十 第六十八条の二第一項第二号から第四号まで又は同条第二項第二号若しくは第三号のいずれかに該当するとして登録の消除の処分の実務の経験を有するもの又は国土交通大臣がその実務の経験を有するものと同等以上の能力を有すると認めたものは、国土交通省令の定めるところにより、当該試験を行つた都道府県知事の登録を受けることができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、この限りでない。

一 宅地建物取引業に係る営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得た者

三 第六十六条第一項第八号又は第九号に該当することにより第三条第一項の免許を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者

四 第六十八条第二項又は第四項の規定による禁止の処分を受け、その禁止の期間中に第十二条第一号の規定によりその登録が消滅されたまだその期間が満了しない者

五 第六十八条第二項又は第四項の規定によることにより第三条第一項の免許を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者(当該免許を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しに係る聴聞の期日及び場所が公示された日から当該処分をする日又は当該処分しないことを決定する日までの間に第十一条第一項第五号又は第九号に該当するとして免許の取消処分の聴聞の期日及び場所が公示された日から当該処分をする日又は当該処分しないことを決定する日から五年を経過しないもの)

六 第六十六条第一項第八号又は第九号に該当することにより第三条第一項の免許を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者(当該免許を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しに係る聴聞の期日及び場所が公示された日から当該処分をする日又は当該処分しないことを決定する日までの間に第十一条第一項第五号又は第九号に該当するとして免許の取消処分の聴聞の期日及び場所が公示された日から当該処分をする日又は当該処分しないことを決定する日から五年を経過しないもの)

七 第六十六条第一項第八号又は第九号に該当することにより第三条第一項の免許を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者(当該免許を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しに係る聴聞の期日及び場所が公示された日から当該処分をする日又は当該処分しないことを決定する日までの間に第十一条第一項第五号又は第九号に該当するとして免許の取消処分の聴聞の期日及び場所が公示された日から当該処分をする日又は当該処分しないことを決定する日から五年を経過しないもの)

八 第六十六条第一項第八号又は第九号に該当することにより第三条第一項の免許を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者(当該免許を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しに係る聴聞の期日及び場所が公示された日から当該処分をする日又は当該処分しないことを決定する日までの間に第十一条第一項第五号又は第九号に該当するとして免許の取消処分の聴聞の期日及び場所が公示された日から当該処分をする日又は当該処分しないことを決定する日から五年を経過しないもの)

九 第六十六条第一項第八号又は第九号に該当することにより第三条第一項の免許を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者(当該免許を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しに係る聴聞の期日及び場所が公示された日から当該処分をする日又は当該処分しないことを決定する日までの間に第十一条第一項第五号又は第九号に該当するとして免許の取消処分の聴聞の期日及び場所が公示された日から当該処分をする日又は当該処分しないことを決定する日から五年を経過しないもの)

十 第六十六条第一項第八号又は第九号に該当することにより第三条第一項の免許を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者(当該免許を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しに係る聴聞の期日及び場所が公示された日から当該処分をする日又は当該処分しないことを決定する日までの間に第十一条第一項第五号又は第九号に該当するとして免許の取消処分の聴聞の期日及び場所が公示された日から当該処分をする日又は当該処分しないことを決定する日から五年を経過しないもの)

十一 第六十六条第一項第八号又は第九号に該当することにより第三条第一項の免許を取り消され、まだその期間が満了しない者

十二 心身の故障により宅地建物取引士の事務を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの

十三 第六十六条第一項第八号又は第九号に該当することにより第三条第一項の免許を取り消され、まだその期間が満了しない者

十四 第六十六条第一項第八号又は第九号に該当することにより第三条第一項の免許を取り消され、まだその期間が満了しない者

十五 第六十六条第一項第八号又は第九号に該当することにより第三条第一項の免許を取り消され、まだその期間が満了しない者

十六 第六十六条第一項第八号又は第九号に該当することにより第三条第一項の免許を取り消され、まだその期間が満了しない者

(登録の移転)

第十九条の二 第十八条第一項の登録を受けている者は、当該登録をしている都道府県知事の管轄する都道府県以外の都道府県に所在する宅地建物取引業者の事務所の業務に従事し、又は従事しようとするときは、当該事務所の所在地を管轄する都道府県知事に対し、当該登録をして登録の移転の申請を経由して、登録の移転の申請をすることができる。ただし、その者が第六十八条第二項又は第四項の規定による禁止の処分を受け、その禁止の期間が満了していないときは、この限りでない。

(変更の登録)

第二十条 第十八条第一項の登録を受けている者は、登録を受けている事項に変更があつたときには、遅滞なく、変更の登録を申請しなければならない。

一 死亡した場合

二 第十八条第一項第一号から第八号までのい場合においては、当該各号のいずれかに該当することとなるた場合においては、当該各号に定める者は、その日(第一号の場合にあつては、その事実を知った日)から三十日以内に、その旨を当該登録の期日及び場所が公示された日から当該処分をする日又は当該処分しないことを決する日までの間に登録の消除の申請をした者(登録の消除の申請について相当の理由がある者を除く)で当該登録が消除された日から五年を経過しないもの

三 第十八条第一項第十二号に該当するに至つた場合

四 第十八条第一項第十二号に該当するに至つた場合

五 第十八条第一項第十二号に該当するに至つた場合

六 第十八条第一項第十二号に該当するに至つた場合

七 第十八条第一項第十二号に該当するに至つた場合

八 第十八条第一項第十二号に該当するに至つた場合

九 第十八条第一項第十二号に該当するに至つた場合

十 第十八条第一項第十二号に該当するに至つた場合

十一 第十八条第一項第十二号に該当するに至つた場合

十二 第十八条第一項第十二号に該当するに至つた場合

十三 第十八条第一項第十二号に該当するに至つた場合

十四 第十八条第一項第十二号に該当するに至つた場合

十五 第十八条第一項第十二号に該当するに至つた場合

十六 第十八条第一項第十二号に該当するに至つた場合

十七 第十八条第一項第十二号に該当するに至つた場合

十八 第十八条第一項第十二号に該当するに至つた場合

十九 第十八条第一項第十二号に該当するに至つた場合

二十 第十八条第一項第十二号に該当するに至つた場合

二十一 第十八条第一項第十二号に該当するに至つた場合

二十二 第十八条第一項第十二号に該当するに至つた場合

二十三 第十八条第一項第十二号に該当するに至つた場合

二十四 第十八条第一項第十二号に該当するに至つた場合

二十五 第十八条第一項第十二号に該当するに至つた場合

第五条第一項第四号に該当する者

第十九条の二 第十八条第一項の登録を受けている者は、当該登録をしている都道府県知事の管轄する都道府県以外の都道府県に所在する宅地建物取引業者の事務所の業務に従事し、又は従事しようとするときは、当該事務所の所在地を管轄する都道府県知事に対し、当該登録をして登録の移転の申請を経由して、登録の移転の申請をすることができる。ただし、その者が第六十八条第二項又は第四項の規定による禁止の処分を受け、その禁止の期間が満了していないときは、この限りでない。

第二十条 第十八条第一項の登録を受けている者は、登録を受けている事項に変更があつたときには、遅滞なく、変更の登録を申請しなければならない。

一 死亡した場合

二 第十八条第一項第一号から第八号までのい場合においては、当該各号のいずれかに該当することとなるた場合においては、当該各号に定める者は、その日(第一号の場合にあつては、その事実を知った日)から三十日以内に、その旨を当該登録の期日及び場所が公示された日から当該処分をする日又は当該処分しないことを決する日までの間に登録の消除の申請をした者(登録の消除の申請について相当の理由がある者を除く)で当該登録が消除された日から五年を経過しないもの

三 第十八条第一項第十二号に該当するに至つた場合

四 第十八条第一項第十二号に該当するに至つた場合

五 第十八条第一項第十二号に該当するに至つた場合

六 第十八条第一項第十二号に該当するに至つた場合

七 第十八条第一項第十二号に該当するに至つた場合

八 第十八条第一項第十二号に該当するに至つた場合

九 第十八条第一項第十二号に該当するに至つた場合

十 第十八条第一項第十二号に該当するに至つた場合

十一 第十八条第一項第十二号に該当するに至つた場合

十二 第十八条第一項第十二号に該当するに至つた場合

十三 第十八条第一項第十二号に該当するに至つた場合

十四 第十八条第一項第十二号に該当するに至つた場合

十五 第十八条第一項第十二号に該当するに至つた場合

十六 第十八条第一項第十二号に該当するに至つた場合

十七 第十八条第一項第十二号に該当するに至つた場合

十八 第十八条第一項第十二号に該当するに至つた場合

十九 第十八条第一項第十二号に該当するに至つた場合

二十 第十八条第一項第十二号に該当するに至つた場合

二十一 第十八条第一項第十二号に該当するに至つた場合

二十二 第十八条第一項第十二号に該当するに至つた場合

二十三 第十八条第一項第十二号に該当するに至つた場合

二十四 第十八条第一項第十二号に該当するに至つた場合

二十五 第十八条第一項第十二号に該当するに至つた場合

二十六 第十八条第一項第十二号に該当するに至つた場合

二十七 第十八条第一項第十二号に該当するに至つた場合

（登録の手続）

第十九条 前条第一項の登録を受けることができ

る者がその登録を受けようとするときは、登録申請書を同項の都道府県知事に提出しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の登録申請書の提出が

あつたときは、遅滞なく、登録をしなければな

い。

（宅地建物取引士証の交付等）

第二十二条の二 第十八条第一項の登録を受けて

いる者は、登録をしている都道府県知事に對

し、該当する事実が判明したとき。

四 第十七条第一項又は第二項の規定により試

験の合格の決定を取り消されたとき。

三 前条第一号の規定による届出がなくて同号

に該当する事実が判明したとき。

二 前条の規定による届出があつたとき。

一 本人から登録の消除の申請があつたとき。

二 前条の規定による届出があつたとき。

三 前条第一号の規定による届出がなくて同号

に該当する事実が判明したとき。

四 第十七条第一項又は第二項の規定により試

験の合格の決定を取り消されたとき。

（宅地建物取引士証の交付等）

第二十二条の二 第十八条第一項の登録を受けて

いる者は、登録をしている都道府県知事に對

し、宅地建物取引士証の交付を申請する事が

できる。

2 宅地建物取引士証の交付を受けようとする者

は、登録をしている都道府県知事が国土交通省

に對し、登録の手續をしたるものとする。

（立入検査）

第十七条の十七 国土交通大臣は、講習業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、その職員に、登録講習機関の事務所に立ち入り、講習業務の状況又は設備、帳簿、書類の他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、そ

の身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求が

が宅地であるか又は建物であるかの別及び当該契約が売買若しくは交換の契約であるか又は貸借の契約であるかの別をいう。以下この条において同じ。)に応じて政令で定めるものに関する事項の概要

三 当該契約が建物の貸借以外のものであるときは、私道に関する負担に関する事項のための施設の整備の状況(これらの施設が整備されていない場合においては、その整備の見通し及びその整備についての特別の負担に関する事項)

四 飲用水、電気及びガスの供給並びに排水のための施設の整備の状況(これらの施設が整備されていない場合においては、その整備の見通し及びその整備についての特別の負担に関する事項)

五 当該宅地又は建物が宅地の造成又は建築に関する工事の完了前のものであるときは、その完了時における形状、構造その他国土交通省令・内閣府令で定める事項

六 当該建物が建物の区分所有等に関する法律(昭和三十七年法律第六十九号)第二条第一項に規定する区分所有権の目的であるものであるときは、当該建物を所有するための一棟の建物の敷地に関する権利の種類及び内容、同条第四項に規定する共用部分に関する規約の定めその他の一棟の建物又はその敷地(一団地内に数棟の建物があつて、その団地内の土地又はこれに関する権利がそれらの建物の所有者の共有に属する場合には、その土地を含む)に関する権利及びこれらの管理又は使用に関する事項で契約内容の別に応じて国土交通省令・内閣府令で定めるものである場合は、当該建物が既存の建物であるときは、次に掲げる事項

イ 建物状況調査(実施後国土交通省令で定める期間を経過していないものに限る)を実施しているかどうか、及びこれを実施している場合におけるその結果の概要

ロ 設計図書、点検記録その他の建物の建築及び維持保全の状況に関する書類で国土交通省令で定めるものの保存の状況

七 代金、交換差金及び借賃以外に授受される金銭の額及び当該金銭の授受の目的

八 契約の解除に関する事項

九 損害賠償額の予定又は違約金に関する事項

十 第四十一条第一項に規定する手付金等を受領しようとする場合における同条又は第四十条の二の規定による措置の概要

十一 支払金又は預り金(宅地建物取引業者との相手方等からその取引の対象となる宅地又は

建物に関し受領する代金、交換差金、借賃その他の金銭(第四十一条第一項又は第四十二条の二第一項の規定により保全の措置が講ぜられている手付金等を除く。)であつて国土交通省令・内閣府令で定めるものをいう。第

六十四条の三第二項第一号において同じ。)を受領しようとする場合において、同号の規定による保証の措置その他国土交通省令・内閣府令で定める保全措置を講ずるかどうか、及びその措置を講ずる場合におけるその措置の概要

十二 代金又は交換差金に関する金銭の貸借のあつせんの内容及び当該あつせんに係る金銭の貸借が成立しないときの措置

十三 当該宅地又は建物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合を担保すべき責任の履行に關し保証保険契約の締結その他の措置で国土交通省令・内閣府令で定めるものを講ずるかどうか、及びその措置を講ずる場合におけるその措置の概要

十四 その他宅地建物取引業者の相手方等の利益の保護の必要性及び契約内容の別を勘案して、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める命令で定める事項

イ 事業を営む場合以外の場合において宅地又は建物を買い、又は借りようとする個人である宅地建物取引業者の相手方等の利益の保護に資する事項を定める場合 国土交通省令・内閣府令

ロ イに規定する事項以外の事項を定める場合 国土交通省令

十五 代金(全部又は一部について、目的物の引渡し後一年以上の期間にわたり、かつ、二回以上に分割して受領することを条件として販売することをいう。以下同じ。)の相手方に対しても、その者が取得しようとする宅地又は建物に関する権利の種類及び内容、同条第四項に規定する法律第二条第一項に規定する区分所有権の目的であるものであるときは、その完了時における形状、構造その他の国土交通省令で定める事項

十六 当該信託財産である宅地又は建物が宅地の造成又は建築に関する工事の完了前のものであるときは、その完了時における形状、構造その他の国土交通省令で定める事項

十七 代金、交換差金及び借賃以外に授受される金銭の額及び当該金銭の授受の目的

十八 契約の解除に関する事項

十九 損害賠償額の予定又は違約金に関する事項

二十 第四十一条第一項に規定する手付金等を受領しようとする場合における同条又は第四十条の二の規定による措置の概要

二十一 支払金又は預り金(宅地建物取引業者との相手方等からその取引の対象となる宅地又は

二 割賦販売価格(割賦販売の方法により販売する場合の価格をいう。)

三 宅地又は建物の引渡しまでに支払う金銭の額及び賦払金(割賦販売の契約に基づく各回ごとの代金の支払分で目的物の引渡し後のものをいう。第四十二条第一項において同じ。)の額並びにその支払の時期及び方法

四 宅地建物取引業者は、宅地又は建物に係る信託(当該宅地建物取引業者を委託者とするものに限る。)の受益権の売主となる場合におけるその額並びにその支払の時期及び方法

五 宅地建物取引士は、前三項の説明をするときは、その他の当該信託の受益権の売買の相手方の権利及びこれらの管理又は使用に関する事項で国土交通省令で定めるものとし、その他の管理又は使用に関する事項で国土交通省令で定める事項

六 宅地建物取引士は、前項の説明をするときは、その他の当該信託の受益権の売買の相手方の権利及びこれらの管理又は使用に関する事項で国土交通省令で定める事項

七 宅地建物取引士は、前項の説明をするときは、その他の当該信託の受益権の売買の相手方の権利及びこれらの管理又は使用に関する事項で国土交通省令で定める事項

八 宅地建物取引士は、前項の説明をするときは、その他の当該信託の受益権の売買の相手方の権利及びこれらの管理又は使用に関する事項で国土交通省令で定める事項

九 宅地建物取引士は、前項の説明をするときは、その他の当該信託の受益権の売買の相手方の権利及びこれらの管理又は使用に関する事項で国土交通省令で定める事項

十 宅地建物取引士は、前項の説明をするときは、その他の当該信託の受益権の売買の相手方の権利及びこれらの管理又は使用に関する事項で国土交通省令で定める事項

十一 宅地建物取引士は、前項の説明をするときは、その他の当該信託の受益権の売買の相手方の権利及びこれらの管理又は使用に関する事項で国土交通省令で定める事項

十二 宅地建物取引士は、前項の説明をするときは、その他の当該信託の受益権の売買の相手方の権利及びこれらの管理又は使用に関する事項で国土交通省令で定める事項

十三 宅地建物取引士は、前項の説明をするときは、その他の当該信託の受益権の売買の相手方の権利及びこれらの管理又は使用に関する事項で国土交通省令で定める事項

十四 宅地建物取引士は、前項の説明をするときは、その他の当該信託の受益権の売買の相手方の権利及びこれらの管理又は使用に関する事項で国土交通省令で定める事項

十五 宅地建物取引士は、前項の説明をするときは、その他の当該信託の受益権の売買の相手方の権利及びこれらの管理又は使用に関する事項で国土交通省令で定める事項

十六 宅地建物取引士は、前項の説明をするときは、その他の当該信託の受益権の売買の相手方の権利及びこれらの管理又は使用に関する事項で国土交通省令で定める事項

十七 宅地建物取引士は、前項の説明をするときは、その他の当該信託の受益権の売買の相手方の権利及びこれらの管理又は使用に関する事項で国土交通省令で定める事項

宅地建物取引業者の相手方		宅地建物取引士	
第一項		第二項	
第三項		第四項	
交付して説明をさせなければ	交付して説明をさせなければ	宅地建物取引士をして、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について、これらに付して、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について、これらに付して説明をさせなければ	宅地建物取引士をして、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について、これらに付して説明をさせなければ
交付して説明をさせなければ	交付して説明をさせなければ	宅地建物取引士をして、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について、これらに付して説明をさせなければ	宅地建物取引士をして、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について、これらに付して説明をさせなければ

宅地建物取引業者の相手方		宅地建物取引士	
第一項		第二項	
第三項		第四項	
交付すべき書面を作成したときは、宅地建物取引士をして、当該書面に記名させなければならない。	交付すべき書面を作成したときは、宅地建物取引士をして、当該書面に記名させなければならない。	交付すべき書面を作成したときは、宅地建物取引士をして、当該書面に記名させなければならない。	交付すべき書面を作成したときは、宅地建物取引士をして、当該書面に記名させなければならない。
交付すべき書面を作成したときは、宅地建物取引士をして、当該書面に記名させなければならない。	交付すべき書面を作成したときは、宅地建物取引士をして、当該書面に記名させなければならない。	交付すべき書面を作成したときは、宅地建物取引士をして、当該書面に記名させなければならない。	交付すべき書面を作成したときは、宅地建物取引士をして、当該書面に記名させなければならない。

9
する売買の相手方の承諾を得て、宅地建物取引士に、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法であつて第五項の規定による措置に代わる措置を講ずるものとして国土交通省令で定めるものにより提供させることができる。この場合において、当該宅地建物取引業者は、当該宅地建物取引士に当該書面を交付させたものとみなし、同項の規定は、適用しない。

宅地建物取引業者は、第六項の規定により読み替えて適用する第一項又は第二項の規定による書面の交付に代え、政令で定めるところにより、第六項の規定により読み替えて適用する第一項に規定する宅地建物取引業者の相手方等である宅地建物取引業者又は第八項の規定による読み替えて適用する第二項に規定する宅地若しくは建物の販賣の相手方である宅地建物取引業者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法であつて第七項の規定による措置に代わる措置を講ずるものとして国土交通省令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該宅地建物取引業者は、当該書面を交付したものとみなし、同項の規定は、適用しない。

第三十七条 宅地建物取引業者は、宅地又は建物の売買又は交換に關し、目的当事者として契約

の売買又は交換に関する事項を記載した書面を交付しなければならない。

一 当事者の氏名（法人にあつては、その名称）及び住所

二 当該宅地の所在、地番その他当該宅地を特定するためには、当該建物の所在地、種類、構造その他の当該建物を特定するためには、必要な表示

二の二 当該建物が既存の建物であるときは、建物の構造耐力上主要な部分等の状況について当事者の双方が確認した事項

三 代金又は交換差金の額並びにその支払の時期及び方法

四 宅地又は建物の引渡しの時期

五 移転登記の申請の時期

六 代金及び交換差金以外の金銭の授受に関する定めがあるときは、その額並びに当該金銭の授受の時期及び目的

七 契約の解除に関する定めがあるときは、その内容

八 損害賠償額の予定又は違約金に関する定めがあるときは、その内容

九 代金又は交換差金についての金銭の貸借のあつせんに関する定めがある場合においては、当該あつせんに係る金銭の貸借が成立しないときの措置

十 天災その他不可抗力による損害の負担に関する定めがあるときは、その内容

十一 当該宅地若しくは建物が種類若しくは品質に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置についての定めがあるときは、その内容

十二 当該宅地又は建物に係る租税その他の公課の負担に関する定めがあるときは、その内容

宅地建物取引業者は、宅地又は建物の貸借に
関し、当事者を代理して契約を締結したときは
その相手方及び代理を依頼した者に、その媒介
により契約が成立したときは当該契約の各当事
者に、次に掲げる事項を記載した書面を交付し
なければならない。

二 借賃以外の金銭の授受に関する定めがあるときは、その額並びに当該金銭の授受の時期及び方法

三 借賃の額並びにその支払の時期及び方法

四 宅地建物取引業者は、前二項の規定により交付すべき書面を作成したときは、宅地建物取引士をして、当該書面に記名させなければならぬい。

五 宅地建物取引業者は、第一項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法であつて前項の規定による措置に代わる措置を講ずるものとして国土交通省令で定めるものにより提供することができること。この場合において、当該宅地建物取引業者は、当該書面を交付したものとみなし、同項の規定は、適用しない。

一 自ら当事者として契約を締結した場合

二 当事者を代理して契約を締結した場合

三 該契約の相手方及び代理を依頼した者

三 その媒介により契約が成立した場合

四 契約の各当事者

五 宅地建物取引業者は、第二項の規定による書面の交付に代えて政令で定めるところにより、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法であつて第三項の規定による措置に代わる措置を講ずるものとして国土交通省令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該宅地建物取引業者は、当該書面を交付したものとみなし、同項の規定は、適用しない。

六 当事者を代理して契約を締結した場合

七 該契約の相手方及び代理を依頼した者

八 その媒介により契約が成立した場合

九 契約の各当事者

十 一当事者を代理して契約を締結した場合

十一 该契約の相手方及び代理を依頼した者

二　その媒介により契約が成立した場合
（事務所等以外の場所においてした買受けの申込みの撤回等）
第三十七条の二 宅地建物取引業者が自ら売主となる宅地又は建物の売買契約について、当該宅地建物取引業者の事務所その他国土交通省令・内閣府令で定める場所（以下この条において「事務所等」という）以外の場所において、当該

該宅地又は建物の買受けの申込みをした者又は売買契約を締結した買主（事務所等において受けの申込みをし、事務所等以外の場所において売買契約を締結した買主を除く。）は、次に掲げる場合を除き、書面により、当該買受けの申込みの撤回又は当該売買契約の解除（以下この条において「申込みの撤回等」という。）を行うことができる。（この場合において、宅地建物取引業者は、申込みの撤回等に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができない。）

一 買受けの申込みをした者又は買主（以下の条において「申込者等」という。）が、国土交通省令・内閣府令の定めるところにより、申込みの撤回等を行うことができる旨及びその申込みの撤回等を行う場合の方法について告げられた場合において、その告げられた日から起算して八日を経過したとき。

二 申込者等が、当該宅地又は建物の引渡しを受け、かつ、その代金の全部を支払つたとき。

申込みの撤回等は、申込者等が前項前段の書面を発した時に、その効力を生ずる。

3 申込みの撤回等が行われた場合においては、宅地建物取引業者は、申込者等に対し、速やかに、買受けの申込み又は売買契約の締結に際し受領した手付金その他の金銭を返還しなければならない。

4 前三項の規定に反する特約で申込者等に不利なものは、無効とする。

（損害賠償額の予定等の制限）

第三十八条 宅地建物取引業者がみずから売主となる宅地又は建物の売買契約において、当事者の債務の不履行を理由とする契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定めるとときは、これらを合算した額が代金の額の十分の一をこえることとなる定めをしてはならない。

二 前項の規定に反する特約は、代金の額の十分の二をこえる部分について、無効とする。

(手付の額の制限等)

第三十九条 宅地建物取引業者は、自ら売主となる宅地又は建物の売買契約の締結に際して、代金の額の十分の二を超える額の手付を受領することができない。

2 宅地建物取引業者が、自ら売主となる宅地又は建物の売買契約の締結に際して手付を受領したときは、その手付がいかなる性質のものであつても、買主はその手付を放棄して、当該宅地建物取引業者はその倍額を現実に提供して、契約の解除をすることができる。ただし、その相手方が契約の履行に着手した後は、この限りでない。

3 前項の規定に反する特約で、買主に不利なもののは、無効とする。

(担保責任についての特約の制限)

第四十条 宅地建物取引業者は、自ら売主となる宅地又は建物の売買契約において、その目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合を担保すべき責任に關し、民法（明治二十九年法律第八十九号）第五百六十六条に規定する期間についてその目的物の引渡しの日から二年以上となる特約をする場合を除き、同条に規定するものより買主に不利となる特約をしてはならない。

2 前項の規定に反する特約は、無効とする。

一 銀行その他政令で定める金融機関又は国土交通大臣が指定する者（以下「この条において「銀行等」という。）との間において、宅地建物取引業者が受領した手付金等の返還債務を負うこととなつた場合において当該銀行等が

その債務を連帶して保証することを委託する契約（以下「保証委託契約」という。）を締結し、かつ、当該保証委託契約に基づいて当該銀行等が手付金等の返還債務を連帶して保証することを約する書面を買主に交付すること。

二 保険事業者（保険業法（平成七年法律第二五号）第三条第一項又は第百八十五条第一項の免許を受けて保険業を行う者をいう。以下この号において同じ。）との間において、宅地建物取引業者が受領した手付金等の返還債務の不履行により買主に生じた損害のうち少なくとも当該返還債務の不履行に係る手付金等の額に相当する部分を当該保険事業者がうめることを約する保証保険契約を締結し、か

つ、保険証券又はこれに代わるべき書面を買主に交付すること。

2 前項第一号の規定による保証委託契約は、銀行等が次の各号に掲げる要件に適合する保証契約を買主との間ににおいて成立させることを内容とするものでなければならない。

一 保証債務が、少なくとも宅地建物取引業者が受領した手付金等の返還債務の全部を保証するものであること。

二 保証すべき手付金等の返還債務が、少なくとも宅地建物取引業者が受領した手付金等に係る宅地又は建物の引渡しまでに生じたものであること。

3 第一項第二号の規定による保証保険契約は、次の各号に掲げる要件に適合するものでなければならぬ。

一 保険金額が、少くとも手付金等の額に相当する金額であること。

二 保険期間が、少くとも保証期間と同一であること。

三 保証期間が、少くとも保証期間と同一であること。

四 保証期間が、少くとも保証期間と同一であること。

五 保証期間が、少くとも保証期間と同一であること。

は第二号に掲げる措置を講じないときは、買主は、手付金等を支払わないことができる。

2 宅地建物取引業者は、次の各号に掲げる措置に代えて、政令で定めるところにより、第一項に規定する買主の承諾を得て、電磁的方法で当該各号に掲げる措置を講じたものとみなす。

二 保証委託契約に基づく手付金等の返還債務を受領した買主の手付金等の額に相当する金額を、買主が宅地建物取引業者に代理して手付金等を受領した時から当該手付金等に係る宅地又は建物の引渡しまでの期間であるものでなければならない。

3 第一項第二号の規定による質権設定契約は、設定される質権の存続期間が、少なくとも当該各号に掲げる措置をいれども講じた後でなければ、買主から手付金等を受領してはならない。

4 宅地建物取引業者は、第一項各号に掲げる措置を講ずる場合において、既に自ら手付金等を受領しているときは、自ら受領した手付金等の額に相当する額（既に指定保管機関が保管する手付金等があるときは、その額を加えた額）が代金の額の十分の一以下であり、かつ、宅地建物取引業者の取引の実情及びその取引の相手方の利益の保護を考慮して政令で定める額以下であるときは、この限りでない。

5 宅地建物取引業者が、第一項に規定する宅地又は建物の売買を行う場合（同項ただし書に該当する場合を除く。）において、前項第一項第一号若しくは第二号に掲げる措置を講じないと、第一項各号の一に掲げる措置を講じないとともに、当該指定保管機関が、当該宅地建物管轄機関といふ。（この間において、宅地建物取引業者が自己に代理して当該指定保管機関に当該手付金等を受領させることとするとともに、当該指定保管機関が、当該宅地建物取引業者が受領した手付金等の額に相当する金額の金額を保管することを約する契約（以下「手付金等寄託契約」という。）を締結し、かつ、当該手付金等寄託契約を証する書面を買主に交付すること。

6 宅地建物取引業者は、次の各号に掲げる措置に代えて、政令で定めるところにより、第一項に規定する買主の承諾を得て、電磁的方法で当該各号に掲げる措置を講じたものとみなす。

二 買主との間において、買主が宅地建物取引業者に対して有することとなる手付金等の返還債務を受領した買主への所有権移転の登記がされたとき、買主が所有権の登記をしたとき、又は当該宅地建物取引業者が受領した手付金等の返還債務の全部を保証するものである。

三 保証期間が、少くとも保証期間と同一であること。

2 前項第一号の規定による手付金等寄託契約は、次の各号に掲げる要件に適合するものでなければならない。

一 保管される金額が、宅地建物取引業者が受領しようとする手付金等の額（既に受領した手付金等で指定保管機関に保管されていないものがあるときは、その保管されていないものの額を加えた額）に相当する金額であること。

2 前項第一号の規定による手付金等寄託契約を、民法第四百六十七條の規定による確定日付をもつて指定保管機関に通知する。

3 第一項第二号の規定による質権設定契約は、設定される質権の存続期間が、少なくとも当該各号に掲げる措置を講じた後でなければ、買主から手付金等を受領してはならない。

4 宅地建物取引業者は、第一項各号に掲げる措置を講ずる場合において、既に自ら手付金等を受領しているときは、自ら受領した手付金等の額に相当する額（既に指定保管機関が保管する手付金等があるときは、その額を加えた額）が代金の額の十分の一以下であり、かつ、宅地建物取引業者の取引の実情及びその取引の相手方の利益の保護を考慮して政令で定める額以下であるときは、この限りでない。

5 宅地建物取引業者が、第一項に規定する宅地又は建物の売買を行う場合（同項ただし書に該当する場合を除く。）において、前項第一項第一号若しくは第二号に掲げる措置を講じないと、第一項各号の一に掲げる措置を講じないとともに、当該指定保管機関が、当該宅地建物取引業者が受領した手付金等の額に相当する金額の金額を、買主が手付金等の支払をする前に、指定保管機関に交付しなければならない。

6 宅地建物取引業者は、次の各号に掲げる措置に代えて、政令で定めるところにより、第一項に規定する買主の承諾を得て、電磁的方法で当該各号に掲げる措置を講じたものとみなす。

二 買主との間において、買主が宅地建物取引業者に対して有することとなる手付金等の返還債務を受領した買主への所有権移転の登記がされたとき、買主が所有権の登記をしたとき、又は当該宅地建物取引業者が受領した手付金等の額に相当する金額の金額を、買主が手付金等の支払をする前に、指定保管機関に交付しなければならない。

2 前項第一号の規定による手付金等寄託契約を、民法第四百六十七條の規定による確定日付をもつて指定保管機関に通知する。

一 第一項第一号に掲げる措置のうち、当該手付金等寄託契約を証する書面を買主に交付する措置

二 第一項第二号に掲げる措置のうち、当該質権設定契約を証する書面を買主に交付する措置

(宅地又は建物の割賦販売の契約の解除等の制限)

第四十二条 宅地建物取引業者は、みずから売主となる宅地又は建物の割賦販売の契約について

2 賦金の支払の義務が履行しない場合においては、三十日以上の相当の期間を定めてその払を書面で催告し、その期間内にその義務が行されないときでなければ、賦払金の支払の滞を理由として、契約を解除し、又は支払時^の到来ていかない賦払金の支払を請求することができない。

前項の規定に反する特約は、無効とする。

(所有権留保等の禁止)

第四十三条 宅地建物取引業者は、みずから売として宅地又は建物の割賦販売を行なつた場合には、当該割賦販売に係る宅地又は建物を買方に引き渡すまで（当該宅地又は建物を引き渡すまでに代金の額の十分の三をこえる額の金銭支払を受けていない場合にあつては、代金の十分の三分の一をこえる額の金銭の支払を受けるまで）、登記その他引渡し以外の売主の義務履行しなければならない。ただし、買主が、該宅地又は建物につき所有権の登記をした後金債務について、これを担保するための抵権若しくは不動産売買の先取特権の登記を申し、又はこれを保証する保証人を立てる見込がないときは、この限りでない。

2 宅地建物取引業者は、みずから売主として
地又は建物の割賦販売を行なつた場合において、
て、当該割賦販売に係る宅地又は建物を買主
引き渡し、かつ、代金の額の十分の三をこえ
額の金銭の支払を受けた後は、担保の目的で
該宅地又は建物を譲り受けではならない。
3 宅地建物取引業者は、みずから売主として
地又は建物の売買を行なつた場合において、
金の全部又は一部に充てるための買主の金銭
借り入れで、当該宅地又は建物の引渡し後一年
上の期間にわたり、かつ、二回以上に分割して
返還することを条件とするものに係る債務を
証したときは、当該宅地又は建物を買主に引
渡すまで（当該宅地又は建物を引き渡すまで

受領した代金の額から当該保証に係る債務で当該宅地又は建物を引き渡すまでに弁済されていないものの額を控除した額が代金の額の十分の三をこえていない場合には、受領した代金の額から当該保証に係る債務で弁済されていないものの額を控除した額が代金の額の十分の三をこえるまで)に、登記その他引渡し以外の売主の義務を履行しなければならない。ただし、宅地建物取引業者が当該保証債務を履行した場合に取得する償債権及び当該宅地又は建物

4 につき買主が所有権の登記をした後の代金債権について、買主が、これを担保するための抵当権若しくは不動産売買の先取特権の登記を申請し、又はこれを保証する保証人を立てる見込みがないときは、この限りでない。

4 宅地建物取引業者は、みずから売主として宅地又は建物の売買を行なつた場合において、当該宅地又は建物の代金の全部又は一部に充てることのための買主の金銭の借入れで、当該宅地又は建物の引渡し後一年以上の期間にわたり、かつ、二回以上に分割して返還することを条件とするものに係る債務を保証したときは、当該売買に係る宅地又は建物を買主に引き渡し、かつ、受領した代金の額から当該保証に係る債務で弁済されないものの額を控除した額が代金の額の十分の三をこえる額の金銭の支払を受けた後は、担保の目的で当該宅地又は建物を譲り受けではないならない。

(不当な履行遅延の禁止)

第四十四条 宅地建物取引業者は、その業務に関してなすべき宅地若しくは建物の登記若しくは引渡し又は取引に係る対価の支払を不适当に遅延する行為をしてはならない。

(秘密を守る義務)

第四十五条 宅地建物取引業者は、正当な理由がある場合でなければ、その業務上取り扱つたことについて知り得た秘密を他に漏らしてはならない。宅地建物取引業を當まなくなつた後であつても、また同様とする。

(報酬)

第四十六条 宅地建物取引業者が宅地又は建物の売買、交換又は貸借の代理又は媒介に關して受けけることのできる報酬の額は、国土交通大臣の定めるところによる。

2 宅地建物取引業者は、前項の額をこえて報酬を受けたはならない。

3 国土交通大臣は、第一項の報酬の額を定めたときは、これを告示しなければならない。

4 宅地建物取引業者は、その業務に関する禁止事項

第三章 第四十七条 宅地建物取引業者は、その業務に際して、宅地建物取引業者の相手方等に対し、次に掲げる行為をしてはならない。

一 宅地若しくは建物の売買、交換若しくは貸借の契約の締結について勧誘をするに際し、又はその契約の申込みの撤回若しくは解除若しくは宅地建物取引業に関する取引により生じた債権の行使を妨げるため、次の一いずれかに該当する事項について、故意に事實を告げず、又は不実のことと告げる行為

イ 第三十五条第一項各号又は第二項各号に掲げる事項

ロ 第三十五条の一各号に掲げる事項

ハ 第三十七条第一項各号又は第二項各号（第一号を除く。）に掲げる事項

二 イからハまでに掲げるもののほか、宅地若しくは建物の所在、規模、形質、現在若しくは将来の利用の制限、環境、交通等の利便、代金、借賃等の対価の額若しくは支払方法その他の取引条件又は当該宅地建物取引業者若しくは取引の関係者の資力若しくは信用に関する事項であつて、宅地建物取引業者の相手方等の判断に重要な影響を及ぼすこととなるもの

二 不當に高額の報酬を要求する行為

三 手付について貸付けその他信用の供与をすることにより契約の締結を誘引する行為

第四十七条の二 宅地建物取引業者又はその代理人、使用人その他の従業者（以下この条において「宅地建物取引業者等」という。）は、宅地建物取引業に係る契約の締結の勧誘をするに際し、宅地建物取引業者の相手方等に対し、利益を生ずることが確実であると誤認させるべき断定的判断を提供する行為をしてはならない。

二 宅地建物取引業者等は、宅地建物取引業に係る契約を締結させ、又は宅地建物取引業に係る契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げ、宅地建物取引業者の相手方等を威迫してはならない。

3 宅地建物取引業者等は、前二項に定めるもののか、宅地建物取引業に係る契約の締結に關係する行為又は申込みの撤回若しくは解除の妨げ

4 宅地建物取引業者は、その事務所ごとに、公衆の見やすい場所に、第一項の規定により国土交通大臣が定めた報酬の額を掲示しなければならない。
(業務に関する禁止事項)

第四十七条 宅地建物取引業者は、その業務に関して、宅地建物取引業者の相手方等に対し、次に掲げる行為をしてはならない。

一 宅地若しくは建物の売買、交換若しくは貸借の契約の締結について勧説をする(祭り)、

にに関する行為であつて、第三十五条第一項第十四号イに規定する宅地建物取引業者の相手方等の利益の保護に欠けるものとして国土交通省令・内閣府令で定めるもの及びその他の宅地建物取引業者の相手方等の利益の保護に欠けるものとして国土交通省令で定めるものをしてはならない。

(宅地建物取引業の業務に關し行つた行為の取消しの制限)

第四十七条の三 宅地建物取引業者（個人に限り、未成年者を除く。）が宅地建物取引業の業務に關し行つた行為は、行為能力の制限によつては取り消すことができない。
(証明書の携帯等)

第四十八条 宅地建物取引業者は、国土交通省令の定めるところにより、従業者に、その従業者であることを証する証明書を携帯させなければ、その者をその業務に従事させてはならぬ。

2 従業者は、取引の関係者の請求があつたときは、前項の証明書を提示しなければならない。

3 宅地建物取引業者は、国土交通省令で定めるところにより、その事務所ごとに、従業者名簿を備え、従業者の氏名、第一項の証明書の番号その他国土交通省令で定める事項を記載しなければならない。

4 宅地建物取引業者は、取引の関係者から請求があつたときは、前項の従業者名簿をその者の閲覧に供しなければならない。
(帳簿の備付け)

第四十九条 宅地建物取引業者は、国土交通省令の定めるところにより、その事務所ごとに、その業務に關する帳簿を備え、宅地建物取引業に關し取引のあつたつど、その年月日、その取引に係る宅地又は建物の所在及び面積その他国土交通省令で定める事項を記載しなければならない。
(標識の掲示等)

第五十条 宅地建物取引業者は、事務所等及び事務所等以外の国土交通省令で定めるその業務を行ふ場所ごとに、公衆の見やすい場所に、国土一項の国土交通省令で定める場所について所在地・業務内容・業務を行う期間及び専任の宅地い。

建物取引士の氏名を免許を受けた国土交通大臣又は都道府県知事及びその所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。
 (取引一任代理等に係る特例)
第五十条の二 宅地建物取引業者が、宅地又は建物の売買、交換又は貸借に係る判断の全部又は一部を次に掲げる契約により一任されるとともに当該判断に基づきこれらの取引の代理又は媒介を行うこと(以下「取引一任代理等」という)について、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の認可を受けたときは、第三十四条の二及び第三十四条の三の規定は、当該宅地建物取引業者が行う取引一任代理等については、適用しない。

一 当該宅地建物取引業者が金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五回)第二十九条の登録(同法第二十八条第四項に規定する投資運用業の種別に係るものに限る。)を受けたとき又は口に掲げる者と締結する当該イ又は口に定める契約

イ 当該宅地建物取引業者がその運用の指図を行ふ委託者指図型投資信託(投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十九回号)第二条第一項に規定する委託者指図型投資信託をいう。)の信託財産の受託会社(同法第九条に規定する受託会社をいう。) 同法第三条に規定する投資信託契約

ロ 当該宅地建物取引業者がその資産の運用を行う投資法人(投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十二項に規定する投資法人をいう。) 同法第一百八十八条规定する委託契約

二 当該宅地建物取引業者が次のイ又はロに掲げる規定に基づき宅地又は建物の売買、交換又は貸貸に係る業務を受託する場合における規定に基づき宅地又は建物の売買、交換と締結する当該業務の委託に関する契約

イ 資産の流動化に関する法律(平成十年法律第一百五号)第二百三条 同法第二条第三項に規定する特定目的的会社

ロ 資産の流動化に関する法律(平成八年四月の許可)(同法第二条第四項第三号に掲げる受託信託会社等)

三 当該宅地建物取引業者が不動産特定共同事業法(平成六年法律第七十七号)第三条第一項の許可(同法第二条第四項第三号に掲げる

行為に係る事業に係るものに限る。)を受けた場合に、運営する宅地建物取引業者に係る同法第二十六条の二第一号に規定する委託特例事業者と締結する業務の委託に関する契約

2 前項の認可を受けた宅地建物取引業者(以下「認可宅地建物取引業者」という。)が取引一任代理等を行う場合には、当該取引一任代理等に係る前項各号に掲げる契約の相手方に対しても、次の各号に掲げる規定にかわらず、当該各号に定める行為をすることを要しない。

一 第三十一条第一項 同項に規定する書面の交付及び説明

二 第三十五条第二項 同項に規定する書面の交付及び説明

三 第三十五条の二 同条に規定する説明

四 第三十七条第二項 同項に規定する書面の交付

(認可の条件)

第五十条の二の二 国土交通大臣は、前条第一項の認可に条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、宅地及び建物の取引の公正を確保するため必要な最小限度のものに限り、かつ、当該認可を受ける者に不当な義務を課すこととならないものでなければならない。

(認可の基準等)

第五十条の二の三 国土交通大臣は、第五十条の二第一項の認可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、認可をしてはならない。

一 その行おうとする取引一任代理等を健全に遂行するに足りる財産的基礎を有しないこと。

二 その営む業務の収支の見込みが良好でないこと。

三 その行おうとする取引一任代理等を公正か

らない。

イ その行おうとする取引一任代理等を害するおそれがあること。

二 その営む業務の収支の見込みが良好でないこと。

三 その行おうとする取引一任代理等を公正か

らない。

イ その行おうとする取引一任代理

(売買契約等に係る件数等の公表)

第五十条の七 指定流通機構は、当該指定流通機構に登録された宅地又は建物について、国土交通省令で定めるところにより、毎月の売買又は交換の契約に係る件数その他国土交通省令で定める事項を公表しなければならない。

(事業計画等)

第五十条の八 指定流通機構は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に(指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、国土交通大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定流通機構は、毎事業年度、事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に、国土交通大臣に提出しなければならない。

(登録業務に関する情報の目的外使用の禁止)

第五十条の九 指定流通機構の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、登録業務に関して得られた情報を、第五十条の三第一項に規定する業務の用に供する目的以外に使用してはならない。

(役員の選任及び解任)

第五十条の十 指定流通機構の役員の選任及び解任は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 国土交通大臣は、指定流通機構の役員が、この法律の規定(この法律に基づく命令又は処分を含む)若しくは第五十条の五第一項の規定により認可を受けた登録業務規程に違反する行為をしたとき、又は登録業務に関して著しく不適当な行為をしたときは、指定流通機構に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができることができる。

(監督命令)

第五十条の十一 国土交通大臣は、第五十条の三第一項に規定する業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定流通機構に対し、当該業務に関し監督上必要な命令を下すことができる。

(報告及び検査)

第五十条の十二 国土交通大臣は、第五十条の三第一項に規定する業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定流通機構に対し、当該業務の状況に関し必要な報告を求める、又はその職員に、指定流通機構の事務所に

類その他の物件を検査させることができる。
2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
(登録業務の休廃止)
第五十条の十三 指定流通機構は、登録業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、休止し、又は廃止しようとする日の三日前までに、国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に届け出なければならない。
2 國土交通大臣は、前項の届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。
(指定の取消し等)
第五十条の十四 國土交通大臣は、指定流通機構が次の各号のいずれかに該当するときは、当該指定流通機構に対し、その指定を取り消し、又は期間を定めて登録業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
一 登録業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。
二 この節の規定又は当該規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。
三 第五十条の五第一項の規定により認可を受けた登録業務規程によらないで登録業務を行つたとき。
2 第十六条の十五第三項から第五項までの規定は、前項の規定による处分に係る聴聞について準用する。
3 國土交通大臣は、第一項の規定による処分をしたときは、その旨を公示しなければならない。
(他の指定流通機構による登録業務の実施等)
第五十条の十五 國土交通大臣は、第五十条の十一第一項の規定による登録業務の全部若しくは一部の休止若しくは廃止の届出があつたとき、前条第一項の規定により指定を取り消したとき、若しくは登録業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定流通機構が天災その他事態により登録業務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、当該登録業務の全部又は一部を、第五十条の五第一項の認可をした登録業

2 國土交通大臣は、前項の規定により他の指定流通機構に行わせるべき規程に従い、他の指定流通機構に行わせることができる。

3 國土交通大臣は、前項に定めるもののほか、第一項に規定する事由が生じた場合における所要の経過措置は、合理的に必要と判断される範囲内において、國土交通省令で定めることができる。

(指定) 第三節 指定保証機関

第五十一条 第四十一一条第一項第一号の指定(以下この節において「指定」という。)は、宅地又は建物の売買に関し宅地建物取引業者が買主から受領する手付金等の返還債務を保証する事業(以下「手付金等保証事業」という。)を營もうとする者の申請により行う。

2 指定を受けようとする者は、國土交通省令の定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を國土交通大臣に提出しなければならない。

一 商号

二 役員の氏名及び住所

三 本店・支店その他政令で定める営業所の名称及び所在地

四 資本金の額

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 定款及び事業方針書

二 収支の見積りその他國土交通省令で定める事項を記載した事業計画書

三 手付金等保証事業に係る保証委託契約款

4 前項第一号の事業方法書には、保証の目的の範囲、支店及び政令で定めるその他の営業所の権限に関する事項、保証限度、各保証委託者からの保証の受託の限度、保証委託契約の締結の方法に関する事項、保証の受託の拒否の基準に関する事項その他の國土交通省令で定める事項を記載しなければならない。

(指定の基準)

第五十二条 國土交通大臣は、指定を申請した者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定をしてはならない。

一 資本金の額が五千万円以上の株式会社でないこと。

二 前号に規定するほか、その行おうとする手付金等保証事業を健全に遂行するに足りる財産的基礎を有しないこと。
 三 定款の規定又は事業方法書若しくは事業計画書の内容が法令に違反し、又は事業の適正な運営を確保するのに十分でないこと。
 四 手付金等保証事業に係る保証委託契約約款の内容が国土交通省令で定める基準に適合しないこと。
 五 第六十二条第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しないこと。
 六 この法律の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けたことがなくなつた日から五年を経過したこと。
 七 役員のうちに次のいずれかに該当する者のないこと。
 イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 ロ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなりた日から五年を経過しない者
 ハ この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反したことにより、又は刑法第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わつた日から五年を経過したことによる者がなくなつた日から五年を経過しない者
 ニ 指定を受けた者（以下この節において「指定保証機関」という。）が第六十二条第一項の規定により指定を取り消された場合において、当該取消しに係る聴聞の期日及び場所の公示の日前六十日以内にその指定保証機関の役員であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないもの
 本心身の故障により手付金等保証事業を適正に営むことができない者として国土交通省令で定めるもの

（変更の届出）

第五十三条 指定保証機関は、第五十一条第二項各号に掲げる事項又は同第三項第一号若しくは第三号に掲げる書類に記載した事項について

変更があつた場合には、国土交通省令の定めるところにより、一週間以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
 （事業の不開始又は休止に基づく指定の取消し）
第五十四条 國土交通大臣は、第六十二条第二項の規定により指定を取り消す場合のほか、指定保証機関が指定を受けた日から三月以内に手付金等保証事業を開始しないとき、又は引き続き三月以上その手付金等保証事業を休止したときは、当該指定保証機関の指定を取り消すことができる。
第五十五条 第十六条の十五第三項から第五項までの規定は、前項の規定による处分に係る聴聞について準用する。
 （廃業等の届出）

第五十五条 指定保証機関が次の各号のいずれかに該当することとなつた場合においては、当該各号に定める者は、二週間以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
 一 合併により消滅した場合 消滅した会社を代表する役員であつた者
 二 破産手続開始の決定により解散した場合 社を代表する役員
 三 合併又は破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合 その清算人
 四 手付金等保証事業を廃止した場合 その会社を代表する役員
 五 前項第二号から第四号までの規定により届出があつたときは、指定は、その効力を失う。
 （兼業の制限）

第五十六条 指定保証機関は、手付金等保証事業の利益の保護のため支障を生ずることがないと認められるものについて、国土交通大臣の承認を受けたときは、この限りでない。
 二 指定保証機関が第四十一条の二第一項第一号の指定を受けたときは、前項ただし書の承認を受けたものみなす。
 （責任準備金の計上）

第五十七条 指定保証機関は、事業年度末においてまだ経過していない保証契約があるときは、次に掲げる金額のうちいか多い金額を、事業年度ごとに責任準備金として計上しなければならない。
 一 当該保証契約の保証期間のうちまだ経過していない期間に対応する保証料の総額に相当する金額
 二 指定保証機関は、定款の定めるところにより、保証基金を設けなければならない。
 三 指定保証機関は、責任準備金をもつて保証債務を支払うことができない場合においては、当該保証債務の弁済に充てる場合に限り、保証基（契約締結の禁止）
 四 第五十五条第一項の規定による届出がないこと。
 五 第五十六条第一項の規定による届出がないこと。
 六 第六十条の規定に違反して保証委託契約を締結したとき。
 七 前条の規定による改善命令に違反したとき。
 八 前項の規定による指示に従わなかつたとき。
 九 この法律の規定に基づく国土交通大臣の处分に違反したとき。

第六十条 指定保証機関は、その者が宅地建物取引業者との間において締結する保証委託契約に係る保証債務の額の合計額が、政令で定める額をこえることとなるときは、保証委託契約を締結してはならない。

第六十一条 指定保証機関は、その者が宅地建物取引業者との間において締結する保証委託契約に係る保証債務の額の合計額が、政令で定める額をこえることとなるときは、保証委託契約を締結してはならない。

第六十二条 國土交通大臣は、指定保証機関が第六十二条第二号から第四号までの規定に該当する（改善命令）

第六十三条 國土交通大臣は、第五十二条第一項

ることとなつた場合において、買主の利益を保護するため必要かつ適当であると認めるときは、その必要の限度において、当該指定保証機関に対し、財産の状況又はその事業の運営を改善するため必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

第六十四条 國土交通大臣は、指定保証機関が次

の各号の一に該当する場合又はこの法律の規定に違反した場合においては、当該指定保証機関に対しても、必要な指示をすることができる。

一 手付金等保証事業に関し不誠実な行為をしたとき。

二 手付金等保証事業に与えたとき、又は損害を与えるおそれがあるとき。

三 手付金等保証事業に関し他の法令に違反し、指定保証機関として不適当であると認められるとき。

四 第五十五条第一項の規定による届出がなくして同項第二号から第四号までの一に該当する事実が判明したとき。

五 第五十六条第一項の規定による届出がないこと。

六 第六十条の規定に違反して保証委託契約を締結したとき。

七 前条の規定による改善命令に違反したとき。

八 前項の規定による指示に従わなかつたとき。

九 この法律の規定に基づく国土交通大臣の处分に違反したとき。

国土交通大臣は、第一項の規定により必要な指示をし、又は前項の規定により手付金等保証事業の全部若しくは一部の停止を命じようとするときは、行政手続法第十三条规定に

るため、弁済業務保証金準備金を積み立てなければならない。

2 宅地建物取引業保証協会は、弁済業務保証金（第六十四条の七第三項及び第六十四条の八第三項において準用する第二十五条第三項の規定により供託された有価証券を含む。）から生ずる利息又は配当金を弁済業務保証金準備金に繰り入れなければならない。

3 宅地建物取引業保証協会は、第六十四条の八第三項の規定により弁済業務保証金を供託する場合において、第一項の弁済業務保証金準備金をこれに充ててなお不足するときは、その不足額に充てるため、社員に対し、その者に係る第

六十四条の九第一項の政令で定める弁済業務保証金分担金の額に応じ特別弁済業務保証金分担金を宅地建物取引業保証協会に納付すべきことを通知しなければならない。

4 前項の通知を受けた社員は、その通知を受けた日から一月以内に、その通知された額の特別弁済業務保証金分担金を当該宅地建物取引業保証協会に納付しなければならない。

5 第六十四条の十第三項の規定は、前項の場合に準用する。

6 宅地建物取引業保証協会は、弁済業務保証金準備金を第六十四条の八第三項の規定による弁済業務保証金の供託に充てた後において、第六十四条の十第二項の規定により当該弁済業務保証金の供託に係る還付充当金の納付を受けたときは、その還付充当金を弁済業務保証金準備金に繰り入れなければならない。

7 宅地建物取引業保証協会は、弁済業務保証金準備金の額が国土交通省令で定める額を超えることとなるときは、第六十四条の三第一項から第三項までに規定する業務の実施に要する費用に充て、又は宅地建物取引業の健全な発達に寄与する事業に出資するため、国土交通大臣の承認を受けて、その超過額の弁済業務保証金準備金を取り崩すことができる。（營業保証金の供託の免除）

第六十四条の十三 宅地建物取引業保証協会の社員は、第六十四条の八第一項の規定により国土交通大臣の指定する弁済業務開始日以後においては、宅地建物取引業者が供託すべき營業保証金を供託することを要しない。

第六十四条の十四 宅地建物取引業者は、前条の規定により營業保証金を供託することを要しない（供託を免除された場合の營業保証金の取りもどし）。

どうぞができる。

2 第三十条第三項の規定は、前項の規定により當業保証金を取りもどす場合に準用する。

第六十四条の十五 宅地建物取引業者は、第六十条第八第一項の規定により国土交通大臣の指定する弁済業務開始日以後に宅地建物取引業保証協会の社員の地位を失った場合は、当該地位を失つた日から一週間以内に、第二十五条第一項から第三項までの規定により當業保証金を供託しなければならない。この場合においては、同条第四項の規定の適用があるものとする。（事業計画書等）

第六十四条の十六 宅地建物取引業保証協会は、毎事業年度開始前に（第六十四条の二第一項の規定による指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後のみやかに）、収支の見積りその他国土交通省令で定める事項を記載した事業計画書を作成し、国土交通大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

2 宅地建物取引業保証協会は、事業年度ごとに、国土交通省令で定める様式による事業報告書を作成し、毎事業年度経過後三月以内に、国土交通大臣に提出しなければならない。（一般保証業務）

第六十四条の十七 宅地建物取引業保証協会は、一般保証業務を行なう場合においては、あらかじめ、国土交通省令の定めるところにより、国土交通大臣の承認を受けなければならない。

第六十四条の十八 第六十三条の二の規定は、宅地建物取引業保証協会について準用する。この場合において、同条第一項中「手付金等保証事業」とあるのは、「宅地建物取引業保証協会の業務」と読み替えるものとする。（役員の選任等）

第六十四条の十九 宅地建物取引業保証協会の役員の選任及び解任並びに解散の決議は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。（改善命令）

第六十四条の二十 国土交通大臣は、この章の規定を施行するため必要があると認めるときは、その必要的限度において、宅地建物取引業保証協会に対し、財産の状況又はその事業の運営を改善するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。（解任命令）

第六十四条の二十一 国土交通大臣は、宅地建物取引業保証協会の役員が、この法律、この法律に基づく命令若しくは处分に違反したとき、又はその在任により当該宅地建物取引業保証協会が第六十四条の二第一項第四号に掲げる要件に適合しなくなるときは、当該宅地建物取引業保証協会に對し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。（指定の取消し等）

第六十四条の二十二 国土交通大臣は、宅地建物取引業保証協会が次の各号の一に該当するときは、当該宅地建物取引業保証協会に對して、第六十条中「政令」とあるのは、「国土交通省令」と読み替えるものとする。

第六十四条の二十三 宅地建物取引業保証協会が第六十四条の二第一項の規定による指定を取り消すことができる。

2 宅地建物取引業保証協会が、前項の規定による指定を取り消され、又は解散した日において社員であつた宅地建物取引業者に係る宅地建物取引業に関する取引により生じた債権に關し第六十四条の八第一項の権利を有する者に対し、六月を下らない一定期間内に同条第二項の規定による認証を受けるため申し出るべき旨を公告しなければならない。

3 旧協会は、前項の規定による公告をした後に当該公告に定める期間内に申し出のあった同項に規定する債権について、なお第六十四条の八第二項の規定による認証の事務を行なうものとする。

3 旧協会は、第一項の公告に定める期間内に第六十四条の八第一項の規定による認証を受けるための申出があつた場合において、同項に規定する認証に係る事務が終了したときは、その時において供託されている弁済業務保証金のうちその時までに同項の規定により認証した額で同条第一項の権利が実行されていないものの合計

二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

三 第六十四条の二十又は前条の規定による処分に違反したとき。

2 国土交通大臣は、第六十四条の二第一項の規定による指定を取り消したとき、又は宅地建物取引業保証協会が解散したときは、その旨を官報で公示しなければならない。

3 第十六条の十五第三項から第五項までの規定は、第一項の規定による処分に係る聴聞について届出があったときは、第一項の承認は、その効力を失う。（指定の取消し等の場合の當業保証金の供託）

第六十四条の二十四 第六十四条の二第一項の規定による指定を取り消され、又は解散した宅地建物取引業保証協会（以下この条及び次条において「旧協会」という。）は、第六十四条の二十二第二項の規定による公示の日から一週間以内に、指定を取り消され、又は解散した日において社員であつた宅地建物取引業者に係る宅地建物取引業に関する取引により生じた債権に關し第六十四条の八第一項の権利を有する者に対し、六月を下らない一定期間内に同条第二項の規定による認証を受けるため申し出るべき旨を公告しなければならない。

2 旧協会は、前項の規定による公告をした後に当該公告に定める期間内に申し出のあった同項に規定する債権について、なお第六十四条の八第二項の規定による認証の事務を行なうものとする。

3 旧協会は、第一項の公告に定める期間内に第六十四条の八第一項の規定による認証を受けるための申出があつた場合において、同項に規定する認証に係る事務が終了したときは、その時において供託されている弁済業務保証金のうちその時までに同項の規定により認証した額で同条第一項の権利が実行されていないものの合計

額を控除した額の弁済業務保証金を取りもどすことができる。
 4 旧協会は、第一項の公告に定める期間内に第六十四条の八第二項の規定による認証を受けるための申出がなかつたときは、供託されている弁済業務保証金を取りもどすことができる。ただし、同項の規定により認証した額で同条第一項の権利が実行されていないものの合計額に相当する額の弁済業務保証金については、この限りではない。

5 旧協会は、第六十四条の八第二項の規定又は第二項の規定により認証した額で第六十四条の二十二第二項の規定による公示の日から十年を経過する日までに第六十四条の八第一項の権利が実行されていないものに係る弁済業務保証金については、これを取りもどすことができる。

6 第三十条第三項の規定は、第一項の規定による公報及び前三項の規定による弁済業務保証金の取りもどしについて準用する。
 (指定の取消し等の場合の弁済業務保証金等の交付)

第七章 監督

(指示及び業務の停止)

第六十五条 国土交通大臣又は都道府県知事は、その免許(第五十条の二第一項の認可を含む)を受けた者(第五十一条の二第一項の認可を含む)に係るものに係る旨の命令を下す。この命令は、国土交通大臣又は都道府県知事の命令である。

第六十六条 旧協会は、前条第三項から第五項までの規定により取り戻した弁済業務保証金、第六十四条の二第一項の規定による指定を取り消され、又は解散した日(以下この条において「指定取消し等の日」という)以後において第六十四条の十第二項の規定により納付された還付充當金並びに弁済業務保証金準備金(指定取消し等の日以後において第六十四条の十二第四項の規定により納付された特別弁済業務保証金分担金を含む)を、指定取消し等の日に社員であった者に対し、これらの者に係る第六十四条の九第一項の政令で定める弁済業務保証金分担金の額に応じ、国土交通省令の定めにより、交付する。

用する履行確保法第七条第一項若しくは第二項若しくは第八条第一項若しくは第二項の規定に基づく命令を除く)に違反したとき。
 二 業務に関し取引の公正を害する行為をしたとき又は損害を与えるおそれがあるとき。
 三 業務に関し他の法令(履行確保法及びこれに基づく命令を除く)に違反し、宅地建物取引業者として不適当であると認められるとき。

四 都道府県知事の処分に違反したとき。
 五 前三号に規定する場合のほか、宅地建物取引業に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

六 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合において、その法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む)が業務の停止をしようとするとき以前五年以内に宅地建物取引業に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

七 法人である場合において、その役員又は政令で定める使用者のうちに業務の停止をしようとするとするとき以前五年以内に宅地建物取引業に関し不正又は著しく不当な行為をした者が至ったとき。

八 個人である場合において、政令で定める使用者のうちに業務の停止をしようとするとき以前五年以内に宅地建物取引業に関し不正又は著しく不当な行為をした者が至ったとき。

九 都道府県知事は、国土交通大臣又は他の都道府県の区域内において業務を行うものが、当該都道府県の区域内における業務に關し、第一項各号のいずれかに該当する場合又はこの法律の規定若しくは履行確保法第十一條第一項若しくは第六項、第十二条第一項、第十三条、第十五条第一項若しくは第六項、第十二条第一項、第十三条の二、第十三条、第十四条の二第一項若しくは第二項(第三十四条の三において準用する場合を含む)、第三十五条第一項から第三項まで、第三十六条、第三十七条第一項若しくは第二項、第四十一条第一項、第四十二条第一項、第四十三条第一項、第四十五条第一項、第四十六条第二項、第四十七条第一項、第四十八条第一項若しくは第六十四条の十第二項、第六十四条の十一項若しくは第三項、第六十四条の九第二項、第六十四条の二第二項、第六十四条の十五前段若しくは第六十四条の二十三前段の規定又は履行確保法第十六条において読み替えて準用する履行確保法第七条第一項の規定に違反したとき。

三 前項又は次項の規定による指示に従わないとき。

四 この法律の規定に基づく国土交通大臣又は都道府県の区域内において業務を行うものが、当該都道府県の区域内における業務に關し、第一項各号のいずれかに該当する場合においては、当該都道府県の区域内における業務に關し、第一項各号のいずれかに該当する場合又はこの法律の規定若しくは履行確保法第十一條第一項若しくは第六項、第十二条第一項、第十三条、第十五条第一項若しくは第六項、第十二条第一項、第十三条の二、第十三条、第十四条の二第一項若しくは第二項(第三十四条の三において準用する場合を含む)、第三十五条第一項から第三項まで、第三十六条、第三十七条第一項若しくは第二項、第四十一条第一項、第四十二条第一項、第四十三条第一項、第四十五条第一項、第四十六条第二項、第四十七条第一項、第四十八条第一項若しくは第六十四条の十第二項、第六十四条の十一項若しくは第三項、第六十四条の九第二項、第六十四条の二第二項、第六十四条の十五前段若しくは第六十四条の二十三前段の規定又は履行確保法第十六条において読み替えて準用する履行確保法第七条第一項の規定に違反したとき。

五 第七条第一項各号のいずれかに該当する場合において第三条第一項の免許を受けていた人が、当該都道府県の区域内における業務に關し、第一項各号のいずれかに該当する場合においては、当該都道府県の区域内における業務に關し、第一項各号のいずれかに該当する場合又はこの法律の規定若しくは履行確保法第十一條第一項若しくは第六項、第十二条第一項、第十三条、第十五条第一項若しくは第六項、第十二条第一項、第十三条の二、第十三条、第十四条の二第一項若しくは第二項(第三十四条の三において準用する場合を含む)、第三十五条第一項から第三項まで、第三十六条、第三十七条第一項若しくは第二項、第四十一条第一項、第四十二条第一項、第四十三条第一項、第四十五条第一項、第四十六条第二項、第四十七条第一項、第四十八条第一項若しくは第六十四条の十第二項、第六十四条の十一項若しくは第三項、第六十四条の九第二項、第六十四条の二第二項、第六十四条の十五前段若しくは第六十四条の二十三前段の規定又は履行確保法第十六条において読み替えて準用する履行確保法第七条第一項の規定に違反したとき。

六 免許を受けてから一年以内に事業を開始せず、又は引き続いて一年以上事業を休止したとき。

七 第十一条第一項の規定による届出がなくて同項第三号から第五号までのいずれかに該当する事実が判明したとき。

八 不正の手段により第三条第一項の免許を受けたとき。

四 この法律の規定に基づく国土交通大臣又は都道府県の区域内において業務を行うものが、当該都道府県の区域内における業務に關し、第一項各号のいずれかに該当する場合においては、当該都道府県の区域内における業務に關し、第一項各号のいずれかに該当する場合又はこの法律の規定若しくは履行確保法第十一條第一項若しくは第六項、第十二条第一項、第十三条、第十五条第一項若しくは第六項、第十二条第一項、第十三条の二、第十三条、第十四条の二第一項若しくは第二項(第三十四条の三において準用する場合を含む)、第三十五条第一項から第三項まで、第三十六条、第三十七条第一項若しくは第二項、第四十一条第一項、第四十二条第一項、第四十三条第一項、第四十五条第一項、第四十六条第二項、第四十七条第一項、第四十八条第一項若しくは第六十四条の十第二項、第六十四条の十一項若しくは第三項、第六十四条の九第二項、第六十四条の二第二項、第六十四条の十五前段若しくは第六十四条の二十三前段の規定又は履行確保法第十六条において読み替えて準用する履行確保法第七条第一項の規定に違反したとき。

五 第七条第一項各号のいずれかに該当する場合において第三条第一項の免許を受けていた人が、当該都道府県の区域内における業務に關し、第一項各号のいずれかに該当する場合においては、当該都道府県の区域内における業務に關し、第一項各号のいずれかに該当する場合又はこの法律の規定若しくは履行確保法第十一條第一項若しくは第六項、第十二条第一項、第十三条、第十五条第一項若しくは第六項、第十二条第一項、第十三条の二、第十三条、第十四条の二第一項若しくは第二項(第三十四条の三において準用する場合を含む)、第三十五条第一項から第三項まで、第三十六条、第三十七条第一項若しくは第二項、第四十一条第一項、第四十二条第一項、第四十三条第一項、第四十五条第一項、第四十六条第二項、第四十七条第一項、第四十八条第一項若しくは第六十四条の十第二項、第六十四条の十一項若しくは第三項、第六十四条の九第二項、第六十四条の二第二項、第六十四条の十五前段若しくは第六十四条の二十三前段の規定又は履行確保法第十六条において読み替えて準用する履行確保法第七条第一項の規定に違反したとき。

六 免許を受けてから一年以内に事業を開始せず、又は引き続いて一年以上事業を休止したとき。

七 第十一条第一項の規定による届出がなくて同項第三号から第五号までのいずれかに該当する事実が判明したとき。

八 不正の手段により第三条第一項の免許を受けたとき。

利益の保護を図るために必要があると認めるときは、国土交通大臣に対し、前項に規定する处分（当該宅地建物取引業者が第三十一条第一項、第三十二条から第三十四条まで、第三十五条から第四十五条まで、第四十七条又は第四十八条の二の規定に違反した場合（当該宅地建物取引業者が同号イに規定する宅地建物取引業者の相手方等と契約を締結する場合に限る。）におけるものに限る。）に関する報告及び検査）

第七十二条 国土交通大臣は、宅地建物取引業を営むすべての者に対して、都道府県知事は、当該都道府県の区域内で宅地建物取引業を営む者に対して、宅地建物取引業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、その業務について必要な報告を求め、又はその職員に事務所その他その他の業務を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他業務に関係のある物件を検査することができる。

第七十三条 内閣総理大臣は、前条第一項の規定による意見を述べるため特に必要があると認めるときは、同項に規定する宅地建物取引業者に対しても、その業務について必要な報告を求め、又はその職員に事務所その他その他の業務を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他業務に関係のある物件を検査することができる。

第七十四条 その名称中に宅地建物取引業協会とういう文字を用いる一般社団法人（次項に規定するものを除く。）は、宅地建物取引業の健全な運営を確保するとともに宅地建物取引業の健全な発達を図るために、社員の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的とし、かつ、一の都道府県の区域内において事業を行う旨及び宅地建物取引業者を社員とする旨の定款の定めがあるものでなければならない。

第七十五条 一般社団法人（以下「宅地建物取引業協会」といふ）を社員とする旨の定款の定めがあるものでなければならぬ。

第七十六条 内閣総理大臣は、国土交通大臣の免許を受けた宅地建物取引業者の第三十五条第一項第十四号イに規定する宅地建物取引業者の相手方等の利益の保護を図るために必要があると認めるときは、国土交通大臣に対し、資料の提供、説明その他必要な協力を求めることがある。

第七十七条 第三条第二項の有効期間が満了したとき、第六十一条第二項の規定により免許が効力を失つたとき、又は宅地建物取引業者が第六十一条第一項第一号若しくは第二号に該当したとき、若しくは第二十五条第七項、第六十六条若しくは第六十七条第一項の規定により免許を取り消されたときは、当該宅地建物取引業者であつた者は又はその一般承継人は、当該宅地建物取引業者が締結した契約に基づく取引を結了する目的の範囲内においては、なお宅地建物取引業者とみなす。

第七十八条 この法律の規定は、国及び地方公共団体には、適用しない。

第七十九条 第三十三条の二及び第三十七条の二から第四十三条までの規定は、宅地建物取引業者相互間の取引については、適用しない。

第八十条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

第八十一条 この法律に規定する内閣総理大臣の権限（政令で定めるものを除く。）は、消費者庁長官に委任する。

第八十二条 都道府県知事への免許等に関する情報の提供による体系的な研修の実施）

第七十三条 都道府県は、都道府県知事の諮問に応じて宅地建物取引業に関する重要な事項を調査する。

第七章 雜則

（宅地建物取引業審議会）

第七十五条の二 宅地建物取引業者を直接又は間接の社員とする一般社団法人は、宅地建物取引業者を営む信託会社については、その名称中に用いてはならない。

第七十六条 宅地建物取引業協会及び宅地建物取引業協会連合会でない者は、宅地建物取引業協会又は宅地建物取引業協会連合会と「宅地建物取引業者を営む信託会社」による体験的な研修の実施）

第七十七条 第三条から第七条まで、第十二条、第二十五条第七項、第六十六条及び第六十七条の規定は、信託業法（平成十六年法律五百四号）第三条又は第五十三条第一項の免許を受けた信託会社（政令で定めるものを除く。次項及び第三項において同じ。）には、適用しない。

第七十八条 宅地建物取引業を営む信託会社については、前項に掲げる規定を除き、国土交通大臣の免許を受けた宅地建物取引業者とみなしてこの法律の規定を適用する。

第七十九条 信託会社は、宅地建物取引業を営む信託会社については、国土交通省令の定めるところにより、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

第八十条 都道府県知事への免許等に関する情報の提供による体験的な研修の実施）

第七十一条 都道府県は、都道府県知事の諮問に応じて宅地建物取引業に関する重要な事項を調査する。

る。

（経過規定）

第一項の表の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三十九年七月一〇日法律第六六号）抄

（施行期日）

この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三九年七月一〇日法律第一一号）

この法律は、昭和三十四年八月三十日までに、第十二条の二の改正規定により當業保証金の供託をし、該供託をした旨を供託物受人の記載ある供託書の写を添附して、主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

前項の規定に違反した者は、改正後の宅地建物取引業法第十二条の五第一項の規定に違反したものとみなし、同法の規定を適用する。

附 則（昭和三四年四月一一日法律第一一号）

この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。ただし、第二十二条の三の改正規定、同条の次に三条を加える改正規定中第二十二条の四に係る部分、本則中第二十八条の次に一条を加える改正規定及び附則第十八項の規定は、昭和四十二年四月一日から、附則第二十項中建設省設置法（昭和二十三年法律第百十三号）第十条

第一条の二第一項に規定する宅地建物取引員とみなす。

指定日の翌日において現に設置されている宅地建物取引業者の事務所に関しては、改正後の宅地建物取引業法第十二条の二の規定及び同法第八条中同法第四条第一項第五号に係る部分の規定の適用については、同日新たに設置されたものとみなす。

第二章の二の改正規定は、この法律の施行の際に現に宅地建物取引業者であるもの（この法律の施行の際に宅地建物取引業者であつて、この法律の施行の日以後において宅地建物取引業法第三条第三項の更新の登録を受けた者を含む。）に対しては、昭和三十四年七月三十一日までは適用しない。

前項に規定する者は、昭和三十四年八月三十日までに、第十二条の二の改正規定により當業保証金の供託をし、該供託をした旨を供託物受人の記載ある供託書の写を添附して、主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

前項の規定に違反した者は、改正後の宅地建物取引業法第十二条の五第一項の規定に違反したものとみなし、同法の規定を適用する。

8 この法律の施行の際現に宅地建物取引業を営んでる信託会社及び信託業務を兼営する銀行は、この法律の施行の日から二週間以内に、建設省令の定めるところにより、その旨を建設大臣に届け出なければならない。

9 前項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二万円以下の罰金に処する。

10 法人の代表者又は法人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人の業務に關し、前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対しても同項の刑を科する。ただし、法人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対しある相当の注意及び監督が尽くされたことの証明があつたときは、その法人については、この限りでない。

11 旧法の規定による宅地建物取引員試験に合格した者（宅地建物取引業法の一部を改正する法律（昭和三十二年法律第二百三十一号）附則第二項の規定により旧法第十二条の二第一項に規定する宅地建物取引員とみなされた者を含む。）は、新法の規定による宅地建物取引主任者資格試験に合格した者とみなす。

12 旧法（附則第五項の規定により從前の例によることとされる場合を含む。以下附則第十六項において同じ。）の規定に基づき供託された營業保証金は、新法の規定に基づき供託された營業保証金とみなす。

13 この法律の施行の際現に宅地建物取引業である者でこの法律の施行の日以後において新法第三条第一項の免許を受けて引き続き宅地建物取引業を営むもの又はこの法律の施行の際現に宅地建物取引業を営んでる信託会社及び信託業務を兼営する銀行について、新法第十二条の二の規定を適用することとしたならばその營業保証金の額が新法第十二条の二第二項に規定する額に不足することとなる場合においては、その者に係る營業保証金の額は、この法律の施行の日から二年間は、なお従前の例による。

14 前項に規定する者は、同項の期間の経過の際その營業保証金の額が新法第十二条の二の規定の適用により新法第十二条の二第二項に規定する額に不足することとなる場合には、前項の期間が経過した日から一月以内に、その不足額を供託し、当該供託した旨を、その供託物受入れの記載のある供託書の写しを添附して、新法第三条第一項の免許を受けた建設大臣又は

都道府県知事（宅地建物取引業を営む信託会社及び信託業務を兼営する銀行にあつては、建設大臣）に届け出なければならない。

前項の規定に違反した者は、新法第十二条の五第一項の規定に違反したものとみなし、新法第二十条第二項から第六項までの規定を適用する。

旧法第二十条第一項第一号又は第二項第三号から第五号までの規定によりなされた登録の取消しは、新法第二十条第二項第二号から第五号までの規定によりなされた免許の取消しとみなす。

この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定により従前の例によることとされる宅地建物取引業に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和四二年六月一二日法律第三号抄）

（施行期日）

1 この法律は、登録免許税法の施行の日から施行する。

附 則（昭和四二年八月一日法律第一五号抄）

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。

（経過規定）

2 この法律の施行前に宅地建物取引業者が依頼者から委託を受けて契約を締結した場合における契約書の送付については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和四三年六月一五日法律第一〇号抄）

（施行期日）

1 この法律（第一条を除く。）は、新法の施行の日から施行する。

附 則（昭和四六年六月一六日法律第一一〇号抄）

（経過措置）

3 新法第三十八条から第四十三条までの規定は、この法律の施行前に締結された宅地若しくはない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

5 は建物の売買契約又はこの法律の施行前に締結された売買契約に係る宅地若しくは建物については、適用しない。

6 宅地建物取引業者が、この法律の施行前にこの法律による改正前の宅地建物取引業法（以下「旧法」という。）第二十条第一項から第三項まで又は第二十二条の二第一項に規定する場合に該当した場合における当該宅地建物取引業者に対する処分については、新法第六十五条又は第六十六条に規定する相当の場合に該当したものとみなして、これらの規定を適用する。

7 旧法の規定により建設大臣又は都道府県知事がした処分その他の行為は、新法の規定により建設大臣又は都道府県知事がした処分その他の行為とみなす。

8 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和四七年六月二十四日法律第一〇〇号）

1 （施行期日）

2 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二十五条第二項の改正規定及び附則第二項から第四項までの規定は、公布の日から起算して一年を経過した日から施行する。（経過措置）

3 宅地建物取引業者は、第二十五条第二項の改正規定の施行の際に供託している営業保証金の額が改正後の宅地建物取引業法（以下「新法」という。）第二十五条第二項に規定する営業保証金の額に不足することとなる場合においては、第二十五条第二項の改正規定の施行の日から一月以内に、主たる事務所のものよりの供託所にその不足額を供託しなければならない。

4 新法第二十五条第三項及び第四項の規定は、前項の場合に準用する。

5 附則第二項の規定に違反した者は、新法第十八条第一項の規定に違反したものとみなし、新法の規定を適用する。

附 則（昭和五五年五月二一日法律第五六号）

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条中宅地建物取引業法第十四条の三第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に一項を加える改正規定及び同法第六四条の十一第七項の改正規定並びに附則第六項

規定並びに附則第六項の規定 この法律の公
布の日から起算して二年を経過した日

(指定流通機構の指定手続の特例)

改正後の宅地建物取引業法(以下「新法」という。)第三十四条の二第五項の規定による指定に関する必要な手續その他の行為は、前項第二号に掲げる改正規定の施行前においても、新法の例により得ることができる。

(免許の有効期間に関する経過措置)

この法律の施行の際現に改正前の宅地建物取引業法(以下「旧法」という。)第三条第一項の免許(同条第三項の免許を含む。以下同じ)を受けている者又はこの法律の施行前にした免許の申請に基づきこの法律の施行後に同条第一項の免許を受けた者(免許の更新の場合にあつては、この法律の施行後に免許の有効期間が満了する者を除く。)の当該免許の有効期間については、なお従前の例による。

(免許登録又は指定の基準に関する経過措置)

この法律の施行前に旧法第三条第一項の免許の申請をした者(免許の更新の場合にあつては、この法律の施行後に免許の有効期間が満了する者を除く。)、旧法第十八条第一項の登録の申請をした者又は旧法第四十二条第一項第一号、第四十二条の二第一項第一号若しくは第六十四条の二第一項の指定の申請をした者の当該申請に係る免許、登録又は指定の基準については、なお従前の例による。

(変更等の届出に関する経過措置)

附則第一項第二号に掲げる改正規定の施行前に生じた事由に係る旧法第九条の変更の届出又は旧法第五十条第二項の届出については、なお従前の例による。

(媒介の契約に関する経過措置)

附則第一項第二号に掲げる改正規定の施行前に締結された宅地又は建物の売買又は交換の媒介の契約については、新法第三十四条の二の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

(監督処分に関する経過措置)

附則第三項に規定する者に対する免許の取消しそ他の監督上の処分、この法律の施行の際現に旧法第十八条第一項の登録を受けている者若しくはこの法律の施行前にした当該登録の申請に基づきこの法律の施行後に登録を受けた者に対する登録の消除その他の監督上の処分又はこの法律の施行の際現に旧法第四十二条第一項第一号、第四十二条の二第一項第一号若しくは

第六十四条の二第一項の指定を受けている者若しくはこの法律の施行前にしたこれらの指定の申請に基づきこの法律の施行後に指定を受けた者に対する指定の取消しその他の監督上の処分については、この法律の施行前に生じた事由については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

この法律（附則第一項第一号に掲げる改正規定にあつては、当該改正規定）の施行前にした行為及び附則第五項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における当該規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成七年五月一二日法律第九一
号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二百年五号の施行の日から施行する。

附 則（平成七年六月七日法律第一〇六
号）抄

（施行期日）

第七条 第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成九年一一月二一日法律第一
〇五号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十五条及び第十六条の規定並びに附則第七項及び第八項の規定 公布の日から起算して一月を経過した日

（宅地建物取引業法の一部改正に伴う経過措置）

第十六条の規定による改正後の宅地建物取引業法第二十二条の二第三項（同法第二十二条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定は、第十六条の規定の施行後に交付され、又は有効期間の更新を受ける宅地建物取引業法第二十二条の二第一項の取引主任者証から適用する。

附 則（平成一年七月一六日法律第八
七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一 条中地方自治法第二百五十条の次に五
条、節名並びに二款及び款名を加える改正規
定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分
（両議院の同意を得ることに係る部分に限る
。）に限る。）、第四十条中自然公園法附則第
九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項
に係る部分に限る。）、第二百四十四条の規定
（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に
係る部分を除く。）並びに第四百七十二条の
規定（市町村の合併の特例に関する法律第六
条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部
分を除く。）並びに附則第七条（第十条、第
十二条、第五十九条だし書、第六十条第四
項及び第五项、第七十三条、第七十七条、第
百五十七条第四項から第六項まで、第一百六
条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二
百二条の規定 公布の日

（国等の事務）

第二百五十九条 この法律による改正前のそれぞれ
の法律に規定するもののほか、この法律の施行
前において、地方公共団体の機関が法律又はこ
れに基づく政令により管理し又は執行する國、
他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則
第一百六十一条において「国等の事務」という。）
は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律
又はこれに基づく政令により当該地方公共団体
の事務として処理するものとする。

（处分、申請等に関する経過措置）

第二百六十条 この法律（附則第一条各号に掲げる
規定については、当該各規定（以下この条及び
附則第一百六十三条において同じ。）の施行前に
改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許
可等の处分その他の行為（以下この条において
「处分等の行為」という。）又はこの法律の施行
の際現に改正前のそれぞれの法律の規定により
されている許可等の申請その他の行為（以下こ
の条において「申請等の行為」という。）で、
この法律の施行の日においてこれららの行為に係
る行政事務を行うべき者が異なることとなるも
のは、附則第二条から前条までの規定又は改正
後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含
む。）の過渡措置に関する規定に定めるものを除
き、この法律の施行の日以後における改正後の
のそれぞれの法律の適用については、改正後の
それぞれの法律の相当規定によりされた处分等
の行為又は申請等の行為とみなす。

報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手續がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手續がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(不服申立てに関する経過措置)

第二百六十二条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第一条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務による。

(手数料に関する経過措置)

第二百六十三条 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定により納付すべきであった手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第二百六十四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第二百五十五条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、で

きる限り新たに設けることのないようになるとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十二条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成一一年一二月八日法律第一五二号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。(経過措置)

第三条 民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第百四十九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者及びその保佐人に関するこの法律による改正規定の適用については、次に掲げる改正規定を除き、なお従前の例による。一から二十五まで 略

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一一年一二月二二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第百九十五号(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附 則 (平成一二年五月一九日法律第七三号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一二年五月三一日法律第九七号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。

第六十四条 この法律(附則第一条ただし書の規定にあっては、当該規定)の施行前に改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の規定によつて下この条において同じ。)の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

第六十五条 この法律(附則第一条ただし書の規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第六十六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。(検討)

第六十七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行による改正後の宅地建物取引業法(以下この条において「新宅地建物取引業法」という。)に、新資産流動化法、新投信法及び第八条の規定による改正後の宅地建物取引業法(以下この条において「新宅地建物取引業法」という。)の施行状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、新資産流動化法及び新投信法の規定並びに新宅地建物取引業法第五十条の二第二項に規定する認可宅地建物取引業者に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第六十八条 政府は、この法律の施行後五年以内に、新資産流動化法、新投信法及び第八条の規定による改正後の宅地建物取引業法(以下この条において「新宅地建物取引業法」という。)の施行状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、新資産流動化法及び新投信法の規定並びに新宅地建物取引業法第五十条の二第二項に規定する認可宅地建物取引業者に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成一二年一二月二七日法律第一二六号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して五月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。(罰則に関する経過措置)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成一二年一二月二七日法律第一二六号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して五月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二条 この法律は、公布の日から起算して五月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。(罰則に関する経過措置)

附 則 (平成一二年一二月二七日法律第一二六号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して五月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二条 この法律は、公布の日から起算して五月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。(罰則に関する経過措置)

附 則 (平成一二年一二月二七日法律第一二六号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して五月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二条 この法律は、公布の日から起算して五月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。(罰則に関する経過措置)

(施行期日) 第一条 この法律は、平成十四年四月一日(以下「施行日」という。)から施行し、施行日以後に発行される短期社債等について適用する。

第六十五条 この法律(各改正規定の施行前に改正されたその他の法律(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

第六十六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

第六十七条 施行日前にした行為及びこの附則の規定にあっては、当該規定の施行前に改正されたその他の法律(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除む。以下この条において同じ。)の規定によつてした処分、手續その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

第六十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行による改正後の宅地建物取引業法(以下この条において「新宅地建物取引業法」という。)の施行状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、新資産流動化法及び新投信法の規定並びに新宅地建物取引業法第五十条の二第二項に規定する認可宅地建物取引業者に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第六十九条 附則第一条から前条までに定める日から施行する。

第七十条 第二条中銀行法第十七条の二を削る改正規定(以下「第十七条の二」を削る部分に限る。)、第三条中保険業法第百十二条の二を削る改正規定及び第二百七十三条の六第二項第一号の改正規定、第八条、第九条、第十三条並びに第十四条の規定並びに次条、附則第九条及び第十三条から第十六条までの規定 公布の日から起算して二月を経過した日 第十六条までの規定 公布の日から起算して二月を経過した日 第十六条までの規定並びに次条、附則第九条及び第十三条から第十二条までの規定並びに附則第十条から第十二条まで及び第十七条の規定並びに次条、附則第九条及び第十三条から第十六条までの規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

第一條 附 則 (平成一四年五月二九日法律第四五号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条 この法律は、平成十五年一月六日から施行する。

の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

(廃除等の効力)

第十四条 この法律の各改正規定の施行前に改正されたその他の法律(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の規定によつてした処分、手續その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

第十五条 この法律の各改正規定の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係る各改正規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、それがなお従前の例による。

第十六条 附則第一条から前条までに定める日から施行する。

第十七条 附則第一条に規定するもののほか、この法律の施行による改正後の宅地建物取引業法(以下この条において「新宅地建物取引業法」という。)の施行状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、新資産流動化法及び新投信法の規定並びに新宅地建物取引業法第五十条の二第二項に規定する認可宅地建物取引業者に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第十八条 附則第一条から前条までに定める日から施行する。

第十九条 附則第一条に規定するもののほか、この法律の施行による改正後の宅地建物取引業法(以下この条において「新宅地建物取引業法」という。)の施行状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、新資産流動化法及び新投信法の規定並びに新宅地建物取引業法第五十条の二第二項に規定する認可宅地建物取引業者に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第二十条 附則第一条に規定するもののほか、この法律の施行による改正後の宅地建物取引業法(以下この条において「新宅地建物取引業法」という。)の施行状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、新資産流動化法及び新投信法の規定並びに新宅地建物取引業法第五十条の二第二項に規定する認可宅地建物取引業者に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第二十一条 附則第一条に規定するもののほか、この法律の施行による改正後の宅地建物取引業法(以下この条において「新宅地建物取引業法」という。)の施行状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、新資産流動化法及び新投信法の規定並びに新宅地建物取引業法第五十条の二第二項に規定する認可宅地建物取引業者に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第二十二条 附則第一条に規定するもののほか、この法律の施行による改正後の宅地建物取引業法(以下この条において「新宅地建物取引業法」という。)の施行状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、新資産流動化法及び新投信法の規定並びに新宅地建物取引業法第五十条の二第二項に規定する認可宅地建物取引業者に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第二十三条 附則第一条に規定するもののほか、この法律の施行による改正後の宅地建物取引業法(以下この条において「新宅地建物取引業法」という。)の施行状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、新資産流動化法及び新投信法の規定並びに新宅地建物取引業法第五十条の二第二項に規定する認可宅地建物取引業者に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第二十四条 附則第一条に規定するもののほか、この法律の施行による改正後の宅地建物取引業法(以下この条において「新宅地建物取引業法」という。)の施行状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、新資産流動化法及び新投信法の規定並びに新宅地建物取引業法第五十条の二第二項に規定する認可宅地建物取引業者に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第二十五条 附則第一条に規定するもののほか、この法律の施行による改正後の宅地建物取引業法(以下この条において「新宅地建物取引業法」という。)の施行状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、新資産流動化法及び新投信法の規定並びに新宅地建物取引業法第五十条の二第二項に規定する認可宅地建物取引業者に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第二十六条 附 則 (平成一四年五月二九日法律第四五号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条 この法律は、平成十五年一月六日から施行する。

(その他の経過措置の政令への委任)
第八十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成一四年七月三日法律第七九号) **抄**
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十四年八月一日から施行する。

附則 (平成一五年六月一八日法律第九六号) **抄**
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十六年三月一日から施行する。
(宅地建物取引業法の一部改正に伴う経過措置)

第八条 第七条の規定による改正後の宅地建物取引業法（以下この条において「新取引業法」という。）第十六条第三項の登録を受けようとする者は、第七条の規定の施行前においても、その申請を行うことができる。新取引業法第十七条の九第一項の規定による講習業務規程の届出についても、同様とする。

2 第七条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の宅地建物取引業法（以下この条において「旧取引業法」という。）第十六条第三項の指定を受けている者は、第七条の規定での間は、新取引業法第十六条第三項の登録を受けていたものとみなす。

3 第七条の規定の施行三年以内に修了した旧取引業法第十六条第三項の指定を受けた者が同項の規定により行つた講習は、その講習の課程を修了した日から起算して三年を経過するまでの間は、新取引業法第十六条第三項の登録を受けた者が同項の規定により行う講習とみなす。

(処分、手続等の効力に関する経過措置)

第十四条 附則第二条から前条までに規定するもののか、この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）中相当する規定があるものは、これらとの規定によつてした処分、手続その他の行為があつて、この法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）中相当する規定があるものは、これらとの規定によつてした処分、手続その他の行為とした処分、手続その他の行為とみなす。

第十五条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用に関する経過措置

れる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十六条 附則第二条から前条までに定めるものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附則 (平成一六年六月二日法律第七六号) **抄**
(施行期日)
第一条 この法律は、破産法（平成十六年法律第七十五条号。次条第八項並びに附則第三条第八項、第五条第八項、第十六項及び第二十一項、第八条第三項並びに第十三条において「新破産法」という。）の施行の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第十二条 施行日前にした行為及びに附則第二条第一項、第三条第一項、第四条、第五条第一項、第九項、第十七項、第十九項及び第二十一項並びに第六条第一項及び第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十三条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第十四条 附則第二条から前条までに規定するもののか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成一六年六月九日法律第八八号) **抄**
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第一百二十二条 この法律の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

第一百二十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第一百三十五条 この法律の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第一百三十六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成一六年一二月一〇日法律第六五号) **抄**
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条、第四条並びに附則第五条から第七条まで及び第十二条の規定を超えない範囲内において政令で定める日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(宅地建物取引業法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の際現に第四条の規定による改正前の宅地建物取引業法第三条第一項の免許を受けていた者に対する免許の取消しその他の監督上の処分については、同号に掲げる規定の施行前に生じた事由については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

第八条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、第一条から第四条までの規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成一九年五月三〇日法律第六六号) 抄

第一条 (施行期日) この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内で政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二〇年五月二日法律第二八号) 抄

第一条 (施行期日) この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二一年六月五日法律第四九号) 抄

第一条 (施行期日) この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二二年六月二日法律第六一号) 抄

第一条 (施行期日) この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内で政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二三年六月三日法律第六二号) 抄

第一条 (施行期日) この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という)から施行する。

附 則 (平成二三年六月二十四日法律第七四号) 抄

第一条 (施行期日) この法律は、公布の日から起算して二十年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二四年八月一日法律第五三号) 抄

第一条 (施行期日) この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一項 この法律は、消費者庁及び消費者委員会設置法(平成二十一年法律第四十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一項 この法律の施行による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下「旧法令」という。)の規定によりされた免許、許可、認可、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののか、この法律の施行後は、この法律による改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下「新法令」という。)の相当規定によりされた免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

第二項 この法律の施行の際現に旧法令の規定によりされている免許の申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律

の施行後は、新法令の相当規定によりされた免許の申請、届出その他の行為とみなす。

第三条 この法律の施行前に旧法令の規定によりされたもの(以下「旧法」という。)の規定による改正後の法律の施行前にその他の行為であるものについては、法令に別段の定めがあるもののか、この法律の施行後は、これを新法令の相当規定によりその手続がされないものとみなして、新法令の規定を適用する。

第五条 旧法令の規定により発せられた内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令としての効力を有するものととする。

第六条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則においてなお従前の例によることとする場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第七条 この法律の施行前にした行為並びに附則(罰則に関する経過措置)を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第八条 この法律の施行前にした行為並びに附則(罰則に関する経過措置)を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第九条 この法律は、公布の日から起算して六年を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という)から施行する。

第十条 この法律は、公布の日から起算して六年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第十一条 この法律は、公布の日から起算して六年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第十二条 この法律は、公布の日から起算して六年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第十三条 この法律は、公布の日から起算して六年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第十四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用等に関する経過措置

第十五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十六条 この法律の施行前にした行為並びに附則(罰則に関する経過措置)を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第十七条 この法律は、公布の日から起算して二十年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第十八条 この法律の施行前にした行為並びに附則(罰則に関する経過措置)を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第十九条 この法律は、公布の日から起算して二十年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

一 第二条の規定並びに附則第五条、第七条、(前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)により異議申立てが提起された処分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴え提起することができないこととされるものとの訴えの提起については、なお従前の例による。

第二十条 第十二条、第十四条、第十六条、第十八条、第二十条、第二十三条、第二十八条及び第三十一条第二項の規定(公布の日から起算して六年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する)。

附 則 (平成二五年六月二一日法律第五六号) 抄

第一条 (施行期日) この法律は、公布の日から起算して六年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二五年一月二七日法律第八六号) 抄

第一条 (施行期日) この法律は、公布の日から起算して六年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二六年六月一三日法律第六九号) 抄

第一条 (施行期日) この法律は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)の施行の日から施行する。

附 則 (平成二六年六月二四日法律第七九号) 抄

第一条 (施行期日) この法律は、公布の日から起算して二十年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二六年六月二十五日法律第八一号) 抄

第一条 (施行期日) この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二六年六月二五日法律第八二号) 抄

第一条 (施行期日) この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二七年六月二四日法律第七九号) 抄

第一条 (施行期日) この法律は、公布の日から起算して二十年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二八年六月二四日法律第七九号) 抄

第一条 (施行期日) この法律は、公布の日から起算して二十年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二九年六月二四日法律第七九号) 抄

第一条 (施行期日) この法律は、公布の日から起算して二十年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 この法律の規定による改正前の法律の規定(前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)により異議申立てが提起された処分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴え提起については、なお従前の例による。

第二十条 第十二条、第十四条、第十六条、第十八条、第二十条、第二十三条、第二十八条及び第三十一条第二項の規定(公布の日から起算して六年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する)。

附 則 (平成二九年六月二四日法律第七九号) 抄

第一条 (施行期日) この法律は、公布の日から起算して六年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二九年六月二十五日法律第八二号) 抄

第一条 (施行期日) この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(取引主任者証に関する経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に交付されている旧法第二十二条の二第一項の宅地建物取引主任者証は、新法第二十二条の二第一項の宅地建物取引士証とみなす。

(処分、手続等に関する経過措置)

第八条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつしたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

第九条 この法律の施行前にした行為及び附則第三条の規定によりなお従前の例によることされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 (平成二八年六月三日法律第五六号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第三十四条の二第一項の改正規定、第三十五条第一項第六号の次に一号を加える改正規定及び第三十七条第一項第二号の次に一号を加える改正規定並びに附則第三条の規定は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に宅地建物取引業に関する取引がされた場合におけるその取引により生じた債権に係る營業保証金の還付及び弁済業務保証金の還付については、この法律による改正後の宅地建物取引業法（以下「新法」という。）第二十七条第一項及び第六十四条の八第一項の規定にかかるらず、なお従前の例による。

2 新法第三十四条の二第八項の規定は、施行日前に締結された宅地又は建物の売買又は交換の

媒介の契約（以下「媒介契約」という。）については、適用しない。

いわゆる場合におけるその取引により生じた債権に係る弁済については、新法第六十四条の三第一項の規定にかかるらず、なお従前の例による。

第三条 附則第一条ただし書に規定する規定の施行日（次項において「一部施行日」という。）前に締結された媒介契約に係る書面の交付については、新法第三十四条の二第一項の規定にかかるらず、なお従前の例による。

かわらず、なお従前の例による。

れる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三十一条の規定は、公布の日から施行する。

第三十条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（罰則に関する経過措置）

第三十条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（検討）

第七条 政府は、会社法（平成十七年法律第六号）及び一般社団法人及び一般財團法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）における法人の役員の資格を成年被後見人又は被保佐人であることを理由に制限する旨の規定について、この法律の公布後一年以内を目途として検討を加え、その結果に基づき、当該規定の削除その他の必要な法制上の措置を講ずるものとする。

（施行期日）

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（附則） 号抄 (令和元年六月一四日法律第三七号)抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（附則） 号抄 (令和二年三月三一日法律第八号)抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から四まで略

（附則） 号抄 (令和四年四月一日)抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（附則） 号抄 (令和五年六月一四日法律第三七号)抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（附則） 号抄 (令和六年六月一四日法律第三七号)抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（附則） 号抄 (令和七年六月一四日法律第三七号)抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（附則） 号抄 (令和八年六月一四日法律第三七号)抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（附則） 号抄 (令和九年六月一四日法律第三七号)抄

<p>(政令への委任)</p> <p>第一百七十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。</p>	<p>附 則（令和二年六月一二日法律第五〇号）抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 附則第二十七条の規定 公布の日 (政令への委任)</p>

<p>第二十七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。</p>	<p>附 則（令和三年五月一九日法律第三七号）抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 第二十七条(住民基本台帳法別表第一から別表第五までの改正規定に限る。)、第四十五条 (政令への委任)</p>

<p>第七十三条 政府は、行政機関等による申請、届出、処分の通知その他の手続において、個人の氏名を平仮名又は片仮名で表記したものを利用して当該個人を識別できるようにするために、個人の氏名を平仺名又は片仺名で表記したものを戸籍の記載事項とすることを含め、この法律の公布後一年以内を目途としてその具体的な方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>附 則（令和三年五月二六日法律第四四号）抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p>

<p>第五号抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 第五百九条の規定 公布の日 (政令への委任)</p>	<p>附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 第五百九条の規定 公布の日 (政令への委任)</p>

条第一項、第三十四条、第三十七条から第三十九条まで及び第四十一条から第四十三条までの規定、附則第四十四条中登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）別表第一第四十八条の改正規定並びに附則第四十五条から第四十八条まで、第五十二条、第五十四条、第五十五条、第五十八条から第六十三条まで及び第六十五条の規定（公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日）

三 第一条中金融商品取引法第五条第二項から第六項まで、第二十一条の二第一項、第二十条の三及び第二十四条第二項の改正規定、同法第二十四条の四の七及び第二十四条の四の八を削る改正規定並びに同法第二十四条の八を削る改正規定並びに同法第二十四条の五第一項から第三項まで及び第十三項、第二十五条第一項から第四項まで及び第六項、第二十七条、第二十七条の三十の二、第二十七条の三十の六第一項、第二十七条の三十の十、第二十七条の三十一第一項、第二十七条の三十四、第五十七条の二第二項及び第五项、第一百六十六条第四項及び第五項、第一百七十二条第三項及び第二項、第一百七十二条の四第二項、第一百七十二条の十二第一項、第二十七条の三十一第一項、第二十七条の三十四、第五十七条の二第二項及び第五项、第一百六十六条第四項及び第五項、第一百七十二条第三項及び第二項、第一百九十七条の二第二号、第六号及び第七号、第二百条第一号、第二百九条第三号から第六号並びに第二百九条第三号から第五号までの改正規定並びに次条から附則第四条まで及び第六十七条の規定 令和六年四月一日

（罰則に関する経過措置）

第六十七条 この法律（附則第一条第三号及び第四号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条及び次条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（令和六年六月一九日法律第五三号抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第二条（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一

別表（第十七条の五関係）	
科 目	科 目
一　宅地及び建物の需給に関する者	一　この法律その他の関係法令に関する者
二　宅地及び建物の形質、構造及び種別に関する者	二　不動産鑑定士
三　前号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者	二　宅地建物取引士であつて、宅地建物取引士として宅地建物取引業に従事した経験を有する者
四　宅地及び建物の調査に関する者	三　前号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者
五　宅地及び建物の取引に係る者	講 師

第八条 附則第一条から前条までに規定するもの（ほか、この法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。）

（政令への委任）

（宅地建物取引業法の一部改正に伴う経過措置）

（宅地建物取引業法第九条の規定による届出に係る宅地建物取引業者名簿等の閲覧について適用し、同日前にされた当該免許の申請又は第八条の規定による改正前の宅地建物取引業法第九条の規定による届出に係る宅地建物取引業者名簿等の閲覧については、なお従前の例による。

六　宅地及び建物の取引に係る税務に関する科目	一　税理士
二　宅地建物取引士である者	二　宅地建物取引士として宅地建物取引業に従事した経験を有する者
三　前号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者	三　前号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者